

平成30年第1回川南町議会定例会(3月)会議録 (2日目)

平成30年3月13日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年3月13日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 蓑原敏朗君 町長任期2期目、最終年にあたって
 - (1) 平成30年三つの取り組みについて
 - ・総合戦略はどのようにすすめるのか。
 - ・基幹産業の推進はどのように
 - ・福祉センター・川南パーキングエリアの進め方について
 - (2) コメ生産調整廃止後の展開は
 - (3) 指定管理者・委託業務の検証は
 - (4) チキンフーズ工場建設の進捗は
- 2 三原明美君
 - (1) 川南町小中学校のいじめの問題について
 - (2) 川南町総合福祉センターについて
- 3 内藤逸子君
 - (1) MBR関連事業の大気汚染防止対策について
 - (2) 放課後児童クラブの今後の運営について
 - (3) TPPの影響について、川南町でどのように把握しているのか。
- 4 児玉助壽君
 - (1) 予算は公金だが、法秩序のもと適正に編成・執行等すべきでは
 - (2) 国光原中学校のいじめによる不登校問題を問う
- 5 税田 榮 君 ふるさと納税
 - 1 新しい試み、企業からの寄附
 - 2 返礼品のあり方と成果達成の取り組み
 - 3 寄附金の利用用途はどうしているか
- 6 竹本 修 君 町政運営方針について
平成30年度に展開する主な事業
 - (1) 人口減少対策に関する施策
 - (2) 担い手育成等に関する施策

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長日 高 昭 彦 君	副町長清 藤 荘 八 君
教育長木 村 誠 君	会計管理者・ 会計課長日 高 裕 嗣 君
総務課長押 川 義 光 君	まちづくり課長米 田 政 彦 君
産業推進課長山 本 博 君	農地課長新 倉 好 雄 君
建設課長吉 田 喜 久 吉 君	環境水道課長大 山 幸 男 君
町民健康課長橋 口 幹 夫 君	教育課長大 塚 祥 一 君
福祉課長篠 原 浩 君	税務課長三 角 博 志 君
代表監査委員谷 村 裕 二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告書の提出順とします。

まず、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） おはようございます。さきに通告いたしました一般質問通告書要旨に基づき質問をさせていただきます。

月日の過ぎるのは早いもので、町長が2期目に就任され、最終の年を迎えることになりました。そこで、平成30年における取り組み、決意等についてお尋ねいたします。

町長も特別な思いがあられるのでしょうか、1月5日付の広報かわみなみにおいて、そのことに触れられ、今年における意気込みを語られていますが、平成30年は3つの取り組みを行うと宣言されています。

昨年降ってわいたような福祉総合センター構想以外は、特段目新しいものはありませんでしたが、新鮮味がないと批判するつもりは毛頭ありません。実現できなかった課題は引き続き継続すべきでしょうし、住民の福祉向上を進めるため、あるいは住民の要求を満たすには、同じ課題であっても、より高度で進化した取り組みが求められると思います。また、常に対応を迫られる行政課題は、質的、量的変動はあっても、そう大きく変化することはないのかもしれないかもしれません。

町長の御挨拶の中では、残念ながら誌面の都合もあるからでしょうが、キャッチコピーは掲げられていますが、具体的な取り組み、手法など、細かい点は述べられてはいません。そこで、町長は3つの取り組みをどう具体的に進められ、どのようなグランドデザイン完成図を描かれているのかをお伺いします。

それではまず、総合戦略についてお尋ねします。「基本目標達成のため、まちづくり、人づくり、そして仕事づくりが必要で、そのうち1つでも欠けてはならない。」と述べられています。ちょっと違和感があるのですが、国が示した「まち・ひと・しごと総合戦略概要」には、まち・ひと・しごとは、それぞれ独立したものではなく、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立し、活力あるまちをつくるとうたっています。全くそのとおりで、私は町長の言われるように、まち・ひと・しごとは、それぞれ独立したものではなく、それぞれが連動し、いわばシナジー効果、相乗効果で生まれつくるものだと思いますが、町長はどのように展開されるおつもりなのかをお尋ねします。

次に、基幹産業の推進についてですが、トレーニングハウス構想と、商店街活性化プロジェクトについて取り組むと述べられています。何をどのように取り組み、結果、どのように基幹産業の推進に寄与する未来図を想定されているのでしょうか。トレーニングハウス構想や商店街活性化プロジェクトへの取り組みは、あくまで手段であって、目的ではないのでしょうか。

3点目は、福祉総合センター、川南パーキングエリアを核とした推進ですが、福祉総合センターにおいては、既存施設の活用を含め、企画の計画の全貌が明らかになっておらず、議論判断できません。

2月7日の勉強会において、あくまで案でありということで説明を受けましたが、同僚議員からの質問には、いまだまだ途中経過ということで明確な返答はされていません。ボーリング調査など、既成事実を積み上げず、将来に禍根を残すことのないよう、関係機関、団体等と十分討議を重ね、尻が決まっているような説明でしたが、しっかりとした全体計画を示して着工されるべきではないのでしょうか。

川南パーキングについては、町民が大きな期待を持っていましたが、まだ日の目を見ていません。ロードマップとの齟齬は生じていないのでしょうか。また、パーキング独立の計画で簡潔するのではなく、商店街への集客に連動するような施策を期待していますがいかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いして、次の質問に移りたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。ただいまの蓑原議員の質問にお答えをいたします。

言われたとおり8年目ということで、2期目の最終年ということでございます。所信表明でも申し述べさせていただいたところでございます。

特に、この平成30年度におけます未知の取り組み、当然、総合戦略の中で議員が言われるように、それぞれが独立してあるのではない、連動しているということは、当然そのとおりだと思っております。

その中で、今回総合戦略の中で、28年に示させていただきましたけど、その中で、総合ビジョンというのが3つの柱の下に17の施策、そして105の事業から構成をされております。

30年度につきましても、昨年から引き続き継続事業であります。高等学校等の就学支援給付金や私立保育士等処遇改善支援金などの子育て支援に関する施策を初めとしまして、今言われました川南パーキング、それから福祉センターのさらなる推進、そして農業などの担い手の育成や商業、漁業者の後継者対策を含めた地場産業の育成に関する施策を重点的に取り組んでいきたいと考えております。

基幹産業の推進にということでございますが、本町は何度も申し述べさせていただいておりますが、第1次産業が中心でございます。その中でも農業だというふうに私は考えており

ます。

現在、農業を取り巻く状況というのは、御存じのとおりでございます。農家戸数や就業人口の減少ということで、後継者担い手の確保というのが非常に大きな問題でありますとともに、特に今年に関しましては、冬場の異常な低温ということで、使用する重油の増加により所得が減少したということも聞いております。

そのような中、農業の推進については、従来どおり3つほど重点的に進めていきたいと思っております。1つは、やはり農家所得の安定対策であります。これは、国、県の補助事業を含めたり、また町単の事業を含めながら、基盤整備、生産基盤の強化というのを図っていくところでございます。

2点目につきましては、担い手の確保ということでございますし、今言われるとおり、県外の就農相談会等に行きまして、本町農業の魅力をアピールして、新たな担い手確保ということも努めているところでございますし、また親元就農ということで、その支援もさせていただいているところでございます。

トレーニングハウスの件につきましては、平成30年6月を目途に研修開始を目指しております。当然こういうことは、そういう人を呼び込むことでもありますし、産地の技術をしっかりと継続する。そして、就業として産業として育成していく就農の定着を図っていきたいと考えております。

3つ目は、今、畑かんの事業がずっと進められております。それを利用した安定した水で温暖な気候を利用した、活用してしっかりとした農業をつくっていくということでございます。

ほかにも商店街のほうは、行政、商工会、それからTMO、トロントン商店街、関係機関で構成されます商店街活性化プロジェクトというのを立ち上げ、今後の商店街についての協議をしているところでございます。現時点では、商店街関係者に対するアンケートが終了いたしましたしまして、それを参考に新たな姿をつくっているところでございます。

3つ目の福祉センター、それから川南パーキングのことでございますが、福祉センターについては、第5次長期計画の後期計画の中で、各種団体、福祉部門の連携の必要性及び新しい地域福祉の拠点整備の検討が急務であるとしており、そのため新たな福祉の拠点となる施設についてということで検討してきたところでございます。さらには、平成28年3月の川南町まち・ひと・しごと総合戦略の中でも、にぎわい福祉センターの建設についても明記をしているところでございます。

現状は、その福祉を取り巻く環境を含めて、民生委員、社会福祉協議会、行政が一体となって新たな拠点をつくるということで進めているところであります。現在、基本計画を策定し、パブリックコメントもホームページ上に出しているところでございます。

最後に、川南パーキングのことでございますが、関係機関と色々な形で基本計画をもと

に基本設計に取りかかっているところでございますが、これについては、ずっと時間がかかっておりますのは、第三者委員会というのがございます。これは、日本高速道路保有返済債務機構というところですのでございますが、その中での連結予定者、許可がなかなかおりにない状況でありますので、これまで4年ほどかかっております。ようやくそれについて目途が立って、今計画を進めているところでございます。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) 町長、縷々御説明いただきましたけど、まち・ひと・しごとについては、独立したものでなく連動してやっていくんですよと、それぞれ繋がっていくんですよということですけど、理解いたしますけど、2番目の基幹産業とも関連いたしますけど。町長このたび総務省が生産年齢人口の流出について、全国の統計を出しております。宮崎県は残念ながら、全国で全市町村が、宮崎県だけですけどマイナスになっております。とりわけ、町村において、宮崎県では2つの町がマイナス100人以上となっておりますけど、そのうちの1つは川南町です。次の6月でもこの点は質問させていただきたいと思いますが、これは一重に仕事がないからだと思うんです、出ていくのは。

町長、農業等について、新規就農者等への説明会とか、その辺期待するような説明、お話をされますけど、いかがでしょうか。出て行く人を防ぐという方策は、もうちょっと講じる必要はないものなんでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 当然重要なことであると考えておりますし、今、今年度から、中学生を中心に本町のOBである大学生等に、いろんな形で川南町に対しての思いとか、そういう、一つは学習指導も含めてですが、体験を語っていただきながら、ふるさとを愛する子ども達を育てようとしておりますし、現に今、出て行くそれプラス、今出て行った直後の人々、若者に、どうにか帰ってきてほしいなということで、今25歳を中心にいろんな形で、今ネットワークをつくらうとしているところがございます。

○議員(荻原 敏朗君) 中学生及び25歳のネットワークづくりも、それは進めていただきたいと思うんですけど、あとのまちづくり活性化プロジェクトともつながりますけど、正直時間がないと私思うんです。今正念場ではないかと思っております。いわばターニングポイントに差しかかっていると思うんです。それらのことは急いでやっていただきたい。アンケート調査とかそんなのも速やかにやっていただいて、実施する段階だと思うんです。そして、やられるにあたっては、ちょっとPDCA機能していないんじゃないかと。例えば発電、余熱を利用した温水ハウスづくりとか、一、二年前に上げられたんですけど、どうなっているのかなとか。PDCAは機能しているのかなと。

それと最初の質問で、「川南PAはちょっと遅れているけど、間もなく大丈夫です。」とお答えですけど、川南PAで簡潔するのではなく、町内の商店にも誘導できるようなパーキングエリアを私は期待したいんですけどいかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 川南PAに関しては、今言われたとおり、ワーキンググループの中で、当然町内の活性化につながる方向ということで検討しているところでございます。

○議員(蓑原 敏朗君) その前の質問については。

○町長(日高 昭彦君) 申し訳ありませんでした。冒頭に、時間がない、急いでくれということと言われた気がします。現に人口対策のほうで、そういう仕事の要望、そして若者の要望ということ、人と仕事を結びつけるマッチング作業を今やっておりますし、発電のことも言われたと思いますが、これは総務省の中で検証をしました。そして熱量計算、いろんなことを判断した上で、熱量が足りないという結論に至ったところだと思います。詳しいこと必要であれば、また担当課長に説明させます。

○議員(蓑原 敏朗君) 余熱発電のことは、熱量、カロリーが足らなかったという一言で終わりましたが、かなりのお金もかけられたわけですけど、大変残念だと思っております。

実は、僕、発電の事業者からは、ちょっと以前お聞きしたことあるんですけど、町から相談があったとき、とても熱量足りないよと発電の業者の方は言っていたんですけど、ああやっぱりそのとおりになったのかなって今思ったところですけど。

町長時間がないと言いましたが、本当今、ターニングポイントだと思うんです。どの市町村も本当もがいております。大変な仕事でしょうけど、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次の質問に移らせていただきます。町長、先ほどのお話からもありましたけど、川南の基幹産業は第1次産業、特に農業と述べられていますけど、基幹産業と、私が今ここで言う、言わずとも、町長おわかりでしょうけど、地域経済にほかの産業にも大きく影響を及ぼす産業のことをいうと思いますが、基幹産業の発展は、とりもなおさず商業とかにも波及することは疑えないわけですし、基幹産業の推進という認識は、私も町長に賛同するものです。

今回、国は、今までやっていた米政策を変更されようとしていますよね。食生活の変化などを背景に、米は余るという現象が生じたわけですけど、1970年ごろだったと思いますけど、いわゆる減反政策が本格的に始まりました。国が秋に、翌年の都道府県ごとの生産量を割り振って、市町村を通じて、各農家が実施するという公式が確立していたわけです。減反に当たっては、同時に作物ごとに奨励金を出して、あるいは、各種の補助事業等についても、その達成率によっては、優劣を自治体等に加えるなどとして、あめとむちの両方の施策をもって推進してきたわけです。

今回、国は、主食米生産目標を国は示さないということのを止め、減反の大きなインセンティブとなっていた、いわゆる所得補償制度もなくすことになったわけです。一時ではあったと思いますが、各マスコミは、50年ぶりの農政大転換などともてはやした時もありましたけど、現在はちょっとなりをひそめています。

と言いますのは、その要因の一つには、転作補助金が委譲をされ、加工用米や飼料用米な

どの非食用米は、むしろ増額されることが明らかになってきています。実態は、あまり今までと変わらないというような現象が生じたために、マスコミ等もあまり騒いでいないのかなと思いますけど、そこでちょっとお尋ねいたしますけど、今回の国の減反政策の変更に伴いまして、町としてどのように対応されるのか、今までどおり旧態依然のやり方を踏襲されるのか、今回の政策変更に伴い、新たな作物などの産地形成等のお考えはないのか。

また、川南町の場合は、農地を守ってきている、多くの中小農家はどう組み込まれるのかお尋ねいたします。

○産業推進課長(山本 博君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

今回の減反といいますか、米政策の見直しについてであります。基本的には交付金等も引き続き交付されますので、ほとんど変わらないというような印象ではあります。

ただ、交付金の中で米の部分、7,500円出ていた部分につきまして、これからは出ないということになりますので、その点が変わった点であると考えております。

今まで国のほうが、各地域にこれだけの面積を作付けしなさいというような形で数値目標がありました。これからは各地域において、どれだけのものをどれだけ作るかということの計画を立てまして作っていくという形になります。

町としましても、尾鈴地域再生協議会と協議をしまして、数値的には昨年と同様の目標数値を掲げております。特に取り組む作物としましては、加工用米に取り組んでいきたいと考えております。理由としましては、今現在、県内の焼酎メーカーのほうが、焼酎用の麴が足りないといったところで、県内の需要に対しまして23%の供給率となっております。まだまだ全然足りないといったところから、加工用米の交付金の11万8000円交付されるといったところから、本町としましても、今後加工用米ですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 今までどおりのやり方でやられるということで、また加工用米に力を入れられるということですが、いろんなこと、変更というんですか、変革する場合、主体的に変えようと思ってやる場合と、いろんな外圧という言い方おかしいですかね、ほかの要因によって変更する場合があるかと思うんですけど、今回、国が米政策を変更しようとしていると、ある意味いいタイミングではないかと思うわけです。

例えちょっとおかしいかもしれませんが、明治維新というのがございました。明治維新、僕はもちろん当時の長州、薩摩の人たちを中心に、いろんな運動を起こされてやられたということはありますけど、一番の要因は、外国から黒船が来たり、馬関戦争があったり、薩摩湾の戦いがあったり、外国の力を知ることによって、外国からの外圧によって起こったということもあるんじゃないかと思うわけです。大きな要因だと思うわけです。これを機会に、もし変更されるのなら、これらの機会をとらまえて、いわゆる攻めの農政ということ

打ち出すべきじゃないかと思うわけです。

加工用米、恐らく他の地域等も似たような考えを持っているかと思うわけですが、加工用米だけに捕らわれず、ほかの積極的な何か産地を形成するような手法というのは考えられないものなんでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） お答えいたします。

蓑原議員のおっしゃるように、やはり攻めの農業というものは、当然必要であるというふうに考えております。

今の段階では、本当に加工用米でいくという方針が決定されているところでありますので、議員がおっしゃるように、違う品目もあるんじゃないかといったところから、検討のほうはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひあらゆることを想定されて、やっていただきたいと思います。

以前、同僚議員からもありましたし、私もちょっと触れたところでありますけど、川南原の通年通水とか、老朽化した施設のパイプライン化とか、いろいろ課題は残っていると思うわけですね。ちょっとここで、減反政策に関連したWCSのことについて質問させていただきたいと思います。

本町地域、川南だけじゃないと思うんですけど、WCSの影響によって、米の品質が非常に低下したという話を聞いているわけですが、現状をつかんでいらっしゃったらお教えてください。

○産業推進課長（山本 博君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

WCSも積極的に、今取り組んでいるところでありますが、その米との関係につきましては、情報的には聞いておりません。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 米が・・・、WCSにカメムシが発生して、そのカメムシの影響によって、米の品質が低下したという話を、私は生産農家なり生産団体からお聞きしております。非常に近來まれに見る一等米の割合だということを知っていて、米を主体的に生産している農家については、非常に困っていらっしゃるようです。

WCSについても、御存じのようにTPPからアメリカは脱退しております。TPP11ということでやられているわけですが、アメリカは恐らく、さらなる日本に対しては、それを上回る厳しい条件で交渉してくると思うわけですが、その中には恐らく穀物業者を中心とした団体からの圧力による穀物の輸入等も言ってくるわけですね。いつまでもWCSとか言っている、恐らくいろんな影響で作れなくなる影響も考えられるわけです。ぜひ、課長、先ほどおっしゃいましたけど、あらゆることを想定した生産体制、品目策定等を検討していただきたいと思います。

次に、町が実施しています指定管理者制度や施設管理業務委託についてお尋ねいたします。民間のノウハウを生かし、住民サービスの向上をとということで、アウトソーシング民間委託がもてはやされています。私も図書館の使い勝手がよくなったとか、そういう声を聞いて、そういう点については、確かにいいのかなということは思います。本町でもサービスが向上した面があるというのは否定できないと思うわけです。

一方本町ということだけでなく、一般論としてですけど、数々の問題も指摘されているようです。いろいろ挙げられていますが、典型的なものとしたしましては、民間委託の大きな目的であった経費削減の効果が期待したほど見込めないと。あるいは、個人情報取り扱いで問題があると、個人情報が流出したりしていると。また、委託先の職員の接遇の低下、職員の資質向上等々も言われているようです。

そこでお尋ねいたしますが、本町では指定管理者制度や施設管理業務委託について、遂行状況の研修は、どのように行われているのか。またその結果、どのように評価されているのかお尋ねいたします。

○教育長（木村 誠君） では、指定管理者につきましてお答えいたします。

指定管理者制度の目的は、民間事業者等のノウハウを活用して、住民への対応で満足度の高いサービスの提供を行うことを目的としております。本町では、平成26年度から文化ホール、図書館の指定管理者制度を導入しており、指定管理者として指定する、株式会社図書館流通センター——TRCですけれども——は、全国500カ所以上の公立図書館の運営にかかわっております。図書館運営に関するノウハウを活用し、図書館のサービス向上に尽力していただいております。結果として直営のときと比べ、図書館利用者数、貸し出し冊数とも伸びております。

文化ホール事業に関しましても、平成28年度においては、川南映画館、レコードコンサート、演劇などの自主事業を実験・実施するなど、サービス向上に努めていただいております。

このようなことから、本町の文化ホール、図書館の指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用して、住民への対応で満足度の高いサービスの提供を行うという目的を果たしているものと考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） TRCについては、おおむねいい関係にあると、うまくいっているという教育長の御認識だろうと思えますけど、そのほかの業務委託等については、どんな認識でしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

本町の委託業務というのは、まず公園管理等を中心に指示を行っているわけですが、毎年それぞれの委託を担当している課におきまして、その状況を把握しながら、最終的には翌年度もどうするのかという議論は、予算査定の中で行っているところでございます。

特に、やはり近年出している委託の中で、草刈り等が非常に雑であるという御意見もいただきましてので、そのあたりを再度検証し、チェック体制を整えているところでございます。一部、そういう状況もございますが、委託の状況については、おおむね順調に行われているというふうには把握しています。

ただ、ここに先ほど申しましたとおり、問題点があるところは改善に向けて私どもも含めて、それぞれ担当課で対応していこうとしているところでございます。

以上でございます。

○議員(荻原 敏朗君) 今、総務課長の御発言にありましたけど、同僚議員が質疑だったか一般質問だったか記憶、ちょっと薄れてしまいましたけど、草刈り等についての質問もありました。若干、問題等もあるよということですけど、絶えず検証は行っていただきたいと思うわけです。

TRCについて一つちょっと質問させてください。本町のことではありませんけど、以前たしか名古屋のほうでなかったなと思うんですけど、もし間違っていたら申しわけございませんけど、委託業者の都合によって抱えている余剰、余っている本という言い方でしょうか、自分とこで在庫をしている本とか、成人向けの雑誌が図書館に置いてあったという報道がされたことがありますけど、図書館の選定なり、図書館の閲覧させるに当たって、TRCの業者の都合が優先されるというような現象は特段起こっていないのでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 議員の代表の方も入っておられますけれども、図書館協議会というのがありますが、ここあたりで協議もしますし、新刊につきまして、多分月に1回か、広報の中に新刊案内ということで入ると思います。別に、新刊についても問題はないというふうに私は捉えておるんですけども。

以上でございます。

○議員(荻原 敏朗君) 私も具体的におかしいのがありますよということをつかんで御質問しているわけではありませんので、そういうことがなければありがたいなと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

今回、町の監査委員会では、受託して業務についての監査も行われていますけど、的を得ている監査ではないかと思っているわけです。住民に喜ばれる、愛される施設になるよう、さらなる努力をしてほしいと思うわけですが、そこで働いている人たちの給料、私、具体的には知りませんが、まさか、よく報道等なされておりますように、官製プアの助長というようなことはないかと思っておりますけど、その辺はいかがでしょうか。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質問にお答えいたします。

スタッフの一人一人の具体的なお給料というのまでは把握しておりませんが、年間の報告書なりを確認したところ、適正な範囲にあると認識しております。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 適正な範囲というお答えですけど、適正な範囲がもしどのくらいというふうにお考えございましたらお教えください。

○教育課長(大塚 祥一君) 法律的には最低賃金というのがございますので、そちらになるかと思いますが、現在、大変人手不足な雇用環境でございますので、いたずらに処遇を悪化させると、スタッフ・人員を確保できないという情勢になっておりますので、そのあたり適正な範囲が保たれているものと認識しております。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 最低賃金ということだけでなく、できるだけ若い人たちが、あそこ文化ホール、図書館は若い人たちが働いていらっしゃいますので、夢と希望という大げさですけど、一生懸命仕事ができるような環境を保てる給料を与えるようにやっていただきたいと思います。最低賃金でいいよというようなことでは、ちょっと困ると思うわけですけど。あそこの文化ホール担当の職員が「実はちょっと、今度は県のほうに行きますわ。」という挨拶をされたんですけど、やっぱり給料のこと等が一番のようなんですよね。だから、その辺も話し合い等の中で、なるべく自治体のほうが官製プアを助長するような低賃金で働くことを強いるようなことがないように、御指導、監督をお願いしておきたいと思います。

次に、もう一つお伺いしておきたいんですけど、現在委託されている以上に、まださらなる委託をお考えなのかどうか。日南市のほうで窓口業務等にも拡大するような報道もされておりましたけど、町長のお考えがありましたらお伺いさせていただきます。

○町長(日高 昭彦君) 我々の原則が、議員が御存じだと思いますが、最小限の経費で最大限の効果を出すということでございます。その中の一つとして、コストというのは大きな要因であるというのは考えております。それを踏まえて、議員が言われるように、やはり働く場をどうやって我々は提供できるのかということをお考えながら、バランスよく考えていきたいと思っております。

○議員(蓑原 敏朗君) 私の質問とちょっとすれ違いがあるみたいですけど、今後さらに委託等拡大されるおつもりなんでしょうか。それともなるべく職員が担当するような形にしていきたいとお考えなんでしょうかということをお尋ねしたつもりなんですけど、私の質問とちょっとずれているような気がするんですけど。

○町長(日高 昭彦君) 当然バランスを考えながら雇用という、職場環境というのは求めていきますが、そういう可能性があるかと問われれば、それは、可能性は当然あると考えております。

○議員(蓑原 敏朗君) 何て言うんですかね、私は大原則、なるべく正職員でやっていくべきだろうと思っているわけです、現段階では。と申しますのが、似たような仕事をしとって、片一方は1,000円、片一方は500円というようなことでは、これは職場環境もよくないでしょうし、第一、正職員と委託職員とか契約社員と臨時職員等では、研修等を与えられる機

会等も少ないと思います。人によっては、企画管理部門以外は自治体の業務は、皆、民間委託しなさいという方もいらっしゃるようですが、それはちょっと行き過ぎだと思いますし、現に大阪あたりでは、町村が扱う業務について業者に、いわゆる犯罪という形で流れているということも、ときどき報道されております。そういったことは、守秘義務等も公務員には課されているわけですから、その裏補償として正当な給与というんですか、報酬等もあるんでしょうから、その辺は慎重に臨時的な業務等については、当然、いつも必要な職員については、そのような判断も必要かと思いますが、住民のことを第一に判断されてやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、我々の仕事は住民の福祉の向上でございますので、住民のことを考えるという点においては、やはり雇用の場という意味と、やはり仕事に対する信用性、福祉の向上という含みが両方あると思いますので、最大限考慮に入れて、今後も検討を進めてまいります。

○議員（蓑原 敏朗君） 今町長、いみじくもおっしゃったように、本当住民第一のことを判断の第一要件にしてやっていただけたらいいと思います。

もう一点お尋ねいたします。チキンフーズ工場が、ここからもクレーンの大きなものが見えますけど、建設状況の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。事業開始に向けて、工場建設に邁進されているようですが、施設建設や従事する職員の確保等について、進捗状況について把握されておられればお尋ねいたします。

○産業推進課長（山本 博君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

このチキンフーズの今の工事の進捗状況であります。平成31年の7月操業に向けて、今工事を行っているところであります。順調に工事進んでおりますが、今年度、平成29年度中にも、補助事業の観点から、ある程度の事業の成果を出さないといけないということで、今年度中に基礎工事から鉄骨工事まで完了することになっております。事業の進捗としましては、順調にやっているところであります。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 住民の方からお聞きしたわけですが、夜間というんですか、深夜ではないと思うんですけど「夜間も大型トラックが出入りしていて、ちょっと騒音等があるって困るんだよ。」というお話を聞いたわけですが、そんなことを役場等に言ったら、「工事が遅れておるもんですから仕方がないですわね。」っていうような御発言だったというふうに、住民は私におっしゃったわけですが、せっかく来た企業ですから、地元住民に愛される企業となるよう、またその方は、「どっちみち工事するんだったら、事前に説明されるべきじゃないか。」ということを私におっしゃいました。私もそのとおりだと思います。同じことをされるにしても、事後に言われる場合と事前に受ける場合では、印象全然違いますし、誘致企業ということでありますから、町も干渉という言葉は適當ではないでしょう、

適正な関与は、ぜひしていただいて、付近に迷惑をかけない愛される企業となるよう、御努力いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさに御指摘のとおりであると思います。企業のほうも、地元に対する非常に熱い思い、一緒にやりたいという思いは、私としては感じているところでありますので、やっぱり住民の皆様からそういう意見が出た場合は、確実に伝えながら、ともにやっていきたいと考えております。

○議員（荻原 敏朗君） 町長が決意述べられましたから、それ以上言いませんけど、ぜひこれからも住民と企業との間に立ってうまくいくように関与していただきたいと思います。

町長、日本全体が下り坂の、特に人口減少社会を迎えている中で、町政運営は大変だろうと思います。ある意味運の悪い時期に町長になられたというふうに同情しないわけでもないわけですけど、それは町政を担われる役割を負っておられると同情もしますけど、逆に言えば、私はやりがいもあるんじゃないかと思うわけです。酷な言い方かもしれませんが、結果責任を問われる立場ではないかと思います。言い換えると業績でしか評価がされないお立場ではないかと思うわけですけど、非常に残念ながら、今年も200人以上の人口が減少しています。幾つかの振興班が毎年消えているという規模の人口減少が続いているわけです。町長はどのように御判断されているかもわかりませんが、成功の反対は通常は失敗というんでしょうけど、物事を成す場合、成功することに越したことはないと思うんですけど、しかし、失敗を恐れてトライを試みもしないで、やらない理由だけを考えるのは、それよりも私は悪いんじゃないかと思うわけですね、失敗より悪いような気がしています。

テレビ等でイノベーションという言葉がよく使われますけど、技術的なテクノロジー的なことを指す場合がよく多いようですけど、これは、私は大胆な考え方の変革等も指すんじゃないかと思います。

2期目の最終年を迎えられ、町民に満足感と希望の持てる施策を示して展開していただきたいと思うわけですけど、町長の決意を伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） おっしゃるとおりで、いろんな御指示をいただいたように思います。ありがとうございます。政治は、行政、すみません、行政じゃありませんね、政治家というのは、まさに結果責任だと思います。当然それはやるべきことをやって、その後の判断ということになるかと思いますので、言われるように、何もせんじゃないかじゃなくて、やはり職員と一体となって、これからもやり続ける覚悟ではあります。また、御指導をいただければと思います。

○議長（川上 昇君） 次に、三原明美君に発言を許します。

○議員（三原 明美君） 通告書に基づき質問いたします。

3月に入り、菜の花が咲き乱れ、桜の花もちらほら咲く中、卒業という節目を迎える子ども達、そして新たな道へと希望を胸に飛び出そうとしている子ども達。しかし、どうでしょ

うか、いじめにあったばかりに、自分の夢をあきらめた子どももいたのではないかと思うと胸が痛みます。いじめニュースを見るたびに、親や先生は、いじめに気付かなかったのかと疑問を抱きます。しかしながら現代のいじめは、陰湿化、巧妙化、潜在化が進行しており、いじめの実態が掴みにくいのも特徴ではないかと思えます。

いじめをなるべく早く発見し、対処すること。いじめられている子どもの心に寄り添うのは、親や先生の責任です。しかし、共稼ぎで子どもと過ごす時間が減っている両親も多く、また先生も多忙のためやいじめについての専門でもないため、いじめの発見が遅れ、手遅れになることさえもあるのが実態ではないでしょうか。

文部科学省は、児童生徒の問題、行動、不登校と生徒指導上の諸問題に関する調査で、平成28年度全国で小学校、中学校、高校、特別支援学校において、いじめの認知件数は32万3808件で、小学校23万7921件、中学校7万1309件、高校1万2874件、特別支援1,704件、平成27年度より9万8676件増加しています。これは、認知件数なので、実際はもっと多いことでしょう。昭和60年の調査開始以来、過去最多になっています。

そこで、伺います。本町の小学校、中学校のいじめの現状はいかがでしょうか。あとは質問席でいたします。

○教育長(木村 誠君) 昨年10月に文科省が発表したものにつきまして、今全国的なことにつきまして、今お話があったとおりでありますけども、本町につきましては、小中学校の平成28年度の認知件数は、前年度比8件増の234件でありまして、軽微なものも積極的に把握するとの文科省の方針もあり、増加傾向になっております。

学校では、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童生徒に徹底させるよう指導しているところです。また、いじめを把握した場合は、学級担任が1人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもとに、組織的に対応し、解決に努めているところであります。

以上であります。

○議員(三原 明美君) この、先ほど言われました8件の234件、これ8件は小学校ですか。(「8件増」と呼ぶ者あり)増ですね、ああはい。234件というのは、小学校、中学校の内訳はわかるでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 小学校が230件、中学校が4件となっております。

以上です。

○議員(三原 明美君) いじめを先生方が知るきっかけは、どのようにして知られるんでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 具体的には、いじめを把握するためには、毎月あるいは定期的にいじめに関するアンケートを実施しております。また、普段から、児童生徒の変化に注意するなど、いじめの把握に努めております。

また、いじめを把握した場合、各学校に設置しております、いじめ不登校対策委員会、メンバーとしては校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等が情報を共有して対策を検討し、その解決に至るまで適切にフォローするようしております。

私としまして、先生方をお願いしているのは、要するに「気づく目」、同じものを見ても気づくか気づかんかで違いますよね。ですから、そういう子どもの変化に気づく目を養ってほしいということは、常々申し上げているところです。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) その「気づく目」と今おっしゃいましたが、そのために、何か講習とかそういう研修とかにはやはり行かれていますのでしょうか。

○教育長(木村 誠君) そういう研修は特段ありませんけど、それぞれの情報交換等によって、やっぱり養うこと以外ないと思うんですけど。ですから、研修センター等におきましては、研修センター等の研修もありますけども、これは必会ではありませんので、希望者が行くだけということになりますから、それぞれやっぱりこれは個人で研修を深める以外にないのかな、書物を読んだり、そういうことになるかと思います。

以上です。

○議員(三原 明美君) 先ほどその対処法として、いろんな委員会で、先生方とか委員会で話されると言われましたけど、その内容としては、そこで話されたことは、どのように活用されていくのでしょうか。

○教育長(木村 誠君) まず、未然防止が先ですよ、ですから起こらないようにするためには、やっぱり一人一人の子ども達にどうそういう認識を植えつけていくかということになると思うんですけども、これはもう教育活動全体を通じてやらざるを得ないわけですので、そういう校内での研修は、これは確実にそれぞれの学校でもやっていますし。ですから一番多いのは、事例検というのがありますね、だから事例が起きましたら、その事例に対していろんな意見を検証して、全職員で検証していくと。ですから最初は、いじめ不登校対策委員会で話し合いますが、そういう事例をもとにしての研修というのは、各学校必ずこれ行っております。

以上です。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....
午前10時08分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(三原 明美君) 先ほど、いじめの件数小学校が230人、中学校が4件とおっしゃいましたが、このいじめられている内容はどのような内容でしょうか。

○教育長(木村 誠君) 件数が増えたということは、小学校におきましては、要するに悪口を言われた、ぶつかられた、影口を言われた、あるいは、これは、兄弟間のまで上がっているところもあるんです。兄ちゃんからたたかれたとか、そういうところまで上がっている学校もありますので、ですから、対処法が変わったの平成25年から変わっているんです。それから要するに軽微なものというか、本人の訴えがあれば認知しなさいということですので、この平成25年からぼんと上がっているわけですけども、川南町の場合は、平成25年はほとんど上がっていません。やっぱり学校のほうで「ええ、ここまでせにやいかんとか、報告を」というようなことがあって、上がっていることは上がっているんですが、200件はっていない、100ちょっとなんです、25年度は。その後から200件になっているんですけども、ですからそういう小学校のほうのものすごい件数多いわけですけども、そういう状況です。軽微と言ったらいけませんけど、そういうとこまで認知しなさいということですので、そういうことで件数がどんと上がったということになっていると思います。

○議員(三原 明美君) それは中学校もですか。

○教育長(木村 誠君) これは、一緒です。これも本人から訴えというか、あるいは周りがそういうふうに見ていたというのがアンケート調査で出てくれば、これは認知としてももちろん本人確認しますが、友達がこういうところを見ているということであれば、もちろんきちっと把握をするためには、聞き取りしなきゃいけませんから、訴えがあった場合は件数に入りますので、ということになります。

○議員(三原 明美君) 学校側も教育委員会も一生懸命されている様子が、教育長の言葉からよくわかるのですが、小中学校の子ども達のいじめに対する教育、先ほども言われていましたが、具体的にどのようにされているのでしょうか。

○教育長(木村 誠君) まず、直接的な指導というのは、学級活動というのがあります。これ週に1日、1回あるわけですけども、それから朝の会、帰りの会、これは毎日あります。やっぱり根幹をなすのは道徳だと思っんですけども、一つは道徳が教科化されます。ですから、小学校は30年度から、中学校は31年度から教科化されるわけですけども、これは、何で教科化されるかというのは、御存じだと思っんですけども、一つのいじめ防止を目的として、こういうふうにいじめが増えてきたということで、教育再生実行会議それから中教審のほうに上がってきたということになると思っんですけども、道徳も、これまでの授業と違って一方的に価値観を植えつけるというか、そういうものじゃなくて、要するに考え、議論する道徳ということで教科化されますから、教科書ができます。今まで副読本って言っていましたけど、本年度、ですから採択が行われました小学校は。中学校は来年度採択が行われます。

ですから、何社かから出ていますけども、採択も子ども達にふさわしい教科書はどれかというところで採択するわけですけども、それを使つての今度は授業が始まります。週1時間、そういうことで、いじめだけに限った内容ではありませんけど、そういうことでされますけども、結局、教育活動全体を通じて、やっぱりそういういじめは許されるものではないということ植えつけていかなきゃいけないというふうに考えているところです。

以上です。

○議員（三原 明美君） 30年、31年とか、そうやって道德の時間ができるということですが、今まではやっぱり学校の朝の会とか、帰りの会とか、そういうときに常にいじめのことについては話されているということですが、内容的には、どんなふうに御指導されているんでしょうか。

○教育長（木村 誠君） 毎日毎日じゃないと思うんですが、そういう事象があった時は、全体の場で話をするというようなことが出てきますし、中学校であれば、学年全体にかかわることであれば、学年会を開いたり、あるいは全校にかかわることであれば、全校集会で話をしたりとか、そういうことは集会場でも行われているという形になりますけれども、毎日毎日じゃないと思います。そういう事象が起こった時には話をするということでもありますけども、別に基本的に思つておかなければいけないのは命ということです。命を大切にということとは、やっぱり常々の指導の中で、学担として持つておかななくちゃいけないなと私は思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） すいません。こだわりますが、その内容的にそれを話されるのは、どなたが話されるんですか、子ども達には。

○教育長（木村 誠君） 全校集会であれば生徒指導主事、あるいは校長です。学年集会であれば、学年の生徒指導の担当の先生、学年主任、学級は学担が話すことになるということです。

○議員（三原 明美君） 今、学校で何が起きているのか、現代のいじめの特徴を把握しておくだけでも、子どもの様子を観察する目が変わってくると思うのですが、保護者の方へのいじめの実態は話されていますか。

○教育長（木村 誠君） そういう事案があった時は、学級通信なり、あるいは参観日や学級懇談等では、話題として出しているというふうに私は捉えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 全体の保護者会とかそういう時に、そういう指導とか話とかは、されてはいないのでしょうか、常に。

○教育長（木村 誠君） そういう特異な事例があった時は話をしているだろうと思うんですけども、毎回毎回はないと思います。

○議員(三原 明美君) 保護者に聞いた話によりますと、そういう話を聞いたことはないという話が返ってきているのですが、実際本当にそれをされているのかどうか、教育長はきちんと確認していただきたいと思います。やっぱりそういうふうな開催も、開催と言っているのかな。そういう保護者の方々へのお話もしていただきたいと思うのですが、それと、子どもの危機は社会問題として認識し、関係する者同士が日ごろからコミュニケーションを密接にとり合うこともとても大事なことだと思うのですが、教育委員会の方は、このいじめ問題に対してどのように取り組まれていますか。

○教育長(木村 誠君) 全ての事例に対して、教育委員会の中で報告をしております。ですから、個人的にいろいろな取り組みとかかかわりを持とうとされている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) ある教育委員会の方に聞いたのですが、こういう内容があつているということを言ったら「ええ、そうだったの。」という話が聞こえてきました。内容的にはそこまで深くは話されていないのでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 内容につきましては教育委員に隠すことはありませんので、全て報告しているつもりであります。

○議員(三原 明美君) 再度、教育委員会の方にも御指導お願いしたいと思います。

西都児湯いじめ問題対策専門委員会共同設置というのがあると思うんですが、これは何をするところなんでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 重大事案につきまして、第三委員会が調査をするという機関であります。

○議員(三原 明美君) 例えば重大事案とはどういうことをいうのでしょうか。

○教育課長(大塚 祥一君) 重大事案につきましては、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、もう一つが、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとなっております。

以上です。

○議員(三原 明美君) この重大事案に川南町の場合は遭ったことがあるんですか。

○教育長(木村 誠君) 現在、かけておりませんので、ここはないとしか言いようがありません。

○議員(三原 明美君) ないんですね。川南町の場合は。わかりました。

子ども達の悩みをしっかりと聞いて、気持ちを受けとめ、問題を解決させるためのアドバイスをしたり、働きかけたりする、また、必要に応じて先生や保護者にも働きかけて、問題を解決させるための糸口を一緒に探すという重要な役割を果たし、平成7年度から文部科学省

が全国の学校に心の専門家を配置するよう力を入れるようになった、スクールカウンセラーの方は本町には何人いらして、どのような仕事をされていますか。

○教育長(木村 誠君) 今年度は、中学校のほうにお1人配置されておまして、唐瀬原中、それから、国光原中のほうに行きまして、先生方からの紹介というんでしょうか、受けたらどうかというようなことなり、あるいは保護者から申し出があったりと、そういうことでカウンセリングを受けさせております。

以上です。

○議員(三原 明美君) スクールカウンセラーの方は、常時川南町にいらっしゃるんですか。

○教育長(木村 誠君) 2週間に1回になります。月に2回ということです。

○議員(三原 明美君) 相談件数はかなりありますか。このスクールカウンセラーの方を使つての。

○教育長(木村 誠君) ほぼ1日行かれましたら7時間以上いらっしゃいますけれども、私は入っているというふうに思っていますけれども、相談件数が。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) いじめに遭ったことのある子どもさんの保護者の方から聞いたのですが、カウンセラーの先生は、上手に話を聞き出してくださって、また、話を聞いてくださる、心の重みが少しは軽くなったんですが、しかし、もっと相談したくても、なかなか会えないということでした。いじめは、見えにくくなればなるほど深刻化し、1日も早く、スピード感を持って解決しなければ、その子どもの将来をも左右するのです。担任の先生はいじめられている子どもだけに関わっている暇もないだろうし、また、教育委員会も先生方もいじめ問題には必死で取り組んでいらっしゃると思いますが、このいじめ問題は、専門家の力をぜひとも常に聞いていただきたい中で解決するのは、常に先生に関わっていただかないと解決することが難しいのではないかと思います。そこで、川南町独自でカウンセラーの先生を常駐させてはいかがでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 県内で今、人数は覚えておりませんが、これは臨床心理士といわれる方が、主になられて、足りないところは教員、校長上りが何名かいらっしゃるんですけど、今、多分市町村独自で雇用しているところは、宮崎市が2名、小学校の子ども達向けの小学校の保護者向けのカウンセラーが2名だけで、ほかの市町村は多分いないと思うんですが、今雇用するとしても、常駐させるとなるとかなりの費用がかかると思います。臨床心理士は1時間多分5,000円だと思います。8時間いくと1日4万円かかるということです。それを常駐させるとなると、かなりの金額がかかると思います。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) 本当は、一般の大人社会で考えれば、暴行罪、傷害罪、脅迫罪な

ど、警察が逮捕するような刑事事件のはずです。さらに、名誉棄損、屈辱罪など、許されるものではありません。小学校、中学校と閉ざされた小さな社会の中で、いじめられている子どもが声を上げられないような性格につけ込んで、いじめる側は増長し、行為がさらにエスカレートしていきます。最近では、いじめられている子どもの保護者がいじめをしている保護者と学校に対して、子どもを監督する責任のある学校や親に大人の責任追及をすることも出てきています。また、大人の責任追及の中の内容には、加害者の保護者に精神的苦痛に対する慰謝料、いじめ行為に対する謝罪、加害者を学校に来させないよう防止措置を講じることなど、学校や親に法的書類で不法行為の差し止め行為ができるというものです。本町はこのようなことはありませんよね。今のところ。

○教育長(木村 誠君) ありません。以上です。

○議員(三原 明美君) 先ほど言ったようなこんな大事にならないためにも、ぜひともスクールカウンセラーの先生を常駐させていただきたいと思います。経費の問題ではないと思います。いつでも相談に乗ってあげられるような体制をしていただきたいと思います。いじめは、絶対にしてはいけないことです。しかし簡単に根絶することができないのが現実だと思います。学校側でも、何がいじめなのか、どうなったら解消したと言えるのかという判断すら迷う場合もあるかもしれません。しかし、教育長、川南町の子ども達がいじめの加害者、被害者になることなく、子ども達の夢がかなえられるよう、力になってあげられるような教育委員会を目指していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 相談体制につきましては、教育支援教室(フロンティアルーム)がありまして、ここで指導員が相談を受ける形はできております。おっしゃるとおり、加害者、被害者、もう一つ傍観者にならないような指導を校長先生方と一緒に進めていく必要があると思いますので、また、そういう形で、全先生方、足並みそろえて指導ができるような形をつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(三原 明美君) かわいい川南町の子ども達の未来のために、ぜひとも、先ほど私が言いましたスクールカウンセラーの件、お願いしたいと思います。

次に行きます。去る2月7日の議会勉強会の際、川南町福祉センター基本構想・基本計画案について、説明を受けました。その中で、現在、社会福祉協議会が入っている公民館は、建物はもとより、設備等の老朽化が進んでいる。例えば、外壁のひび割れ、スチール製外部サッシの腐食、屋上の防水機能に劣化による雨漏りなど、各種に修繕に必要な箇所があるとお聞きしました。私もたまに公民館は利用させていただきますが、大会議室の暗さ、和室の床の傷み、また足の悪い方にはとてもつらい階段など、不便な建物だと思っておりました。また、もしものとき、施設の崩壊によってその管理者である町は責任を問われ、職員は業務上過失傷害により身分を失う恐れもあります。住民の生活を豊かにしてきた公共施設が一転

して地域住民の生命と財産を脅かす存在に変わろうとしている危機に直面しているのではないかと心配しておりました。いよいよセンターの基本構想・基本計画案ができたということで期待に胸が膨らみますが、そこで幾つか質問させていただきます。

この施設を建設される一番の理由は何ですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問でございますが、先ほど蓑原議員の時にも答えましたので、重なるかもしれません。まず、この福祉センターについては、第5次長期計画の中の後期計画2016年から2020年、その中で、各種団体、福祉部門との連携の必要性は訴えているところでございます。そして、またその後の平成28年3月の総合戦略の中で、建設というにぎわいを創出も含めた総合福祉センターの建設について明記をしているところでございます。要するに、今、議員が言われたように、まず何でそれが必要なのかというのと、もう一つは、今全国で問題になっていますが、公共施設の老朽化、つまり、耐用年数がもう来ているという現状を踏まえて、計画的にそういうことの構想を練っていったところでございます。その中の一つの計画として福祉センター構想があります。

○議員(三原 明美君) この、今ある公民館は、いつごろ建築され、耐震はされているのですか。

○福祉課長(篠原 浩君) 三原議員の御質疑にお答えいたします。

公民館の建設年度でございますが、昭和45年に建設されまして、耐震に関しては、現段階ではいたしていないのが現状でございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 本当に危ない施設ですね。住民からのこれは要望の声もあったのでしょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) 住民からの要望という部分に関してでございますが、これにつきましては、いま現在公民館のほうに社会福祉協議会が入っておりますが、その部分の先ほど議員も指摘がありましたような使い勝手の悪さというか、階段等とか、公民館が暗い、それからいろいろ狭いという部分の指摘はございました。その中で、先ほど町長も述べましたように、いろんな部分で、福祉部門は今後さらに連携する必要が出てきております。ちなみに、妊娠期から子育て期に係る総合的支援を提供する子育て世代の包括支援センターという部分が、平成32年度までに全国展開される形が来ております。こういった部分も含めまして、今回の総合福祉センターという構想の中で、そういう部分も検討に入れて、計画をしております。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) この建物の総額はおおよそ幾らですか。

○福祉課長(篠原 浩君) 建物の総工費ということでございますが、現段階では、計画案の中の面積が3階建ての約3,600平米ということで、計画をしている中での概算事業費に

なります。このなかでは、現在12億円から14億円という形で概算事業費が出ているところがございます。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) その資金はどのようにされるのでしょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) この部分の財源についての御質疑でございますが、これにつきましては、庁舎の建設に関する補助金というのはあまりございませんで、現在、町が積み立てております公共施設等整備基金と起債等を主な財源として充てるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) これだけの建物ができたとして、相当な維持管理費がかかると思いますが、どれくらいかかると、その工面はどうされるのでしょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) ランニングコストに関してでございますが、これにつきましても、現在詳細な金額は出しておりません。しかしながら、ランニングコストに関しまして、外観とか、そういう部分の構造、そういった部分に関しては、余り複雑にしますと、今後さらにランニングコストがかかる可能性もございますので、そういう面に関しましては、今後基本設計、実施設計等を検討する上では、そういう面に十分考慮して、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議員(三原 明美君) まだ維持管理費とかどれくらいかかるとか、それをどのように工面するとかいうことは考えてらっしゃらないということですか。

○福祉課長(篠原 浩君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

ランニングコストに関して、詳細な部分というのは、あくまでも、まだ建物の正式な形もできておりませんので、あくまでも概算でございますが、今回の部分に関しては、免震構造という一番地震等に対して強固な部分で建設を検討しておりますので、そういった部分を含めると、約ランニングコストとして年間4000万円、プラス免震構造のメンテナンス関係で60万円ほどということで、一応試算しているところでございます。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) その4000万円はどのように工面されるのでしょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) ランニングコストにつきましては、基本的には、町の財源が主になるかと思いますが、社会福祉協議会とか、入る施設に関しては、使用料等についてもお願いする形にしておりますので、そういった部分が財源になっていくかと思っております。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) よくよくお考えいただいて、維持管理費、いろいろな工面をよろしくお願ひしたいと思いますが、この冊子の中に、平成29年4月、設備委員会を立ち上げられていますが、その中に副町長と福祉課、町民健康課、建設課の課長で構成され、またこの

委員会の検討結果を踏まえて、福祉課、総務課、町民健康課、教育課、川南町包括支援センターのメンバーにて、施設の規模や構造、建設候補地、にぎわいの核となるにぎわいスペース館配置ゾーニング計画とまとめられていますが、この施設は誰のために建設されるのですか。主役は住民だと思うんですが、地域は自治体だけでなく住民、NPO法人など、さまざまな主体で構成されています。地域の公共施設の将来を考えるには、これらの各主体が1つのテーブルにつき話し合いを重ねる必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 議員が言われましたように、この建物はあくまでも住民が使用する、住民が利用する部分がもちろんございます。しかしながら、行政庁舎としての側面もございますので、そういった中で、福祉部門の集約であったりとか、そういう部門、それから配置に関しての検討、そういった部分に関しては、内部の必要不可と福祉部門の外郭である社会福祉協議会、包括支援センターを入れて協議していきました。今後、そういう部分の住民の利便性という部分の中で、1階ににぎわいスペースというスペースも設けて、今後住民の利便性をさらにアップするための方策を検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 利用される住民の声もぜひとも入れていただき、協働の地域づくりの手法を取り入れていただきたいと思えます。

近隣商店街と連携し、にぎわいの拠点となるよう整備すると冊子には書いてありますが、これは具体的にどういうことでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 総合福祉センター、あくまでもこれは福祉の拠点という部分でございますが、新しく建設する行政の建物に関しまして、付加機能としまして、1階の商店街の道路の入り口に近い部分に町民交流スペースのフリースペース、これをにぎわいスペースと仮に呼んでおりますが、それを配置し、いろいろな活用の検討を行っていききたいというふうに考えております。これにつきましては、現在、商店街のほうで、軽トラ市も開催していただいて、多くの方が来庁されて、町民も利用されております。その中で、そういった部分の中でも、こういうにぎわいスペースの活用の検討も1つあるかなというふうに考えておりますし、いろんな部分のPRとか、地場産品のPRとか、そういう部分の利用方法の検討も必要かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 商工会としては、大変うれしく思いますが、あの道路に面した入り口のところですが、あれ狭くありませんか。あのまま行かれるのでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） この部分に関しては、議会の勉強会の中でも指摘を受けましたし、2月23日に商工会関係に説明した部分でも、そういう指摘がっております。その中で、町としましても、そういう前面部分の用地の部分のいろんな検討というのは、今進めているところでございます。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) ぜひとも商工会と結べるようにお願いしたいと思いますが、今、人口減少の中で、財源確保がなかなか困難になっている中、維持工事にかかる費用は、節約する方法を考えていく必要があるのではないのでしょうか。3階は会議室ばかりですが、災害時の避難所のためでしょうか。稼働率の低い施設面積は圧縮すべきではないのでしょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) 現在の整備計画案の中では、3階ということで上げております。この部分に関しては、1階に関しましては、基本的に保健センターと子育て支援センター、それから新しく病後児保育関係を1階の部分でやりまして、町民の健康づくり、子育てをサポートすると。2階におきましては、福祉課、社会福祉協議会、包括支援センターを配置しまして、福祉機能の集約、連携強化を図るという形にしております。3階につきましては、各種団体の会議室であったり多目的室、それから和室などを配置しております。この部分に関しましても、今後実施設計とか、基本設計の中で、その部分の面積に関しての検討、そういう部分の必要性はあろうかと考えております。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) 災害用としても使われるということでしょうか。全部取り外しができる、3階は、その考えは何でしょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) 災害用という部分でございますが、あくまでもこの部分、福祉の拠点でございます。その部分の中で、今熊本の大きな地震とか、南海トラフ、そういった部分を考慮して、一番地震に強い免震構造という形を想定しております。その中で、福祉部門の指令拠点という部分でも1つの拠点になるかというふうに考えておりますし、その部分の中で、1階に関しては、高齢者や障害者の受け入れ、そういった部分も非常時に関してはできると思います。3階については、一般の方のそういった部分の受け入れも可能かというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) 避難所の考えがあるということですが、避難所、今のこの計画3階で会議室ばかりですが、会議室はどれくらい稼働するものだと思っておりますでしょうか。ほかに会議室もたくさんあると思うんですが、別にここに会議室ばかりを持ってこなくてもいいのではないのでしょうか。もっとほかの考えはないのでしょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) 会議室が多過ぎるんじゃないかという御指摘でございます。この部分に関しても、一般の町民が借りたり、いろんな部分の運動とか、そういう部分で使えるとか、そういう部分も含めて、総合的に考えておりますが、必要性に応じて、この部分の規模というのは検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) よくよく考えていただきたいと思います。災害用なら1階のにぎ

わいスペース、診察室、支援センター、病児保育の部屋などを取っ払って、1つの大きな災害用の部屋にもできるのではないかと思います。現在の住民の便利さや豊かさも大事です。しかし、そればかりを求めていくと子や孫の世代に大きな負担を負わせることにもなります。そうならないように、十分に御検討いただき、先ほど言いました住民の協働の参加もお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。内藤逸子君。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて、3点について質問いたします。

第1点は、NBR関連事業の大気汚染防止対策についてです。

みやざきバイオマスリサイクル社、通称NBRが本町登り口で操業開始して12年余になります。本町が畜産の町として排泄物の適正処理が問われている中で、鶏ふんを発電原料に活用する事業に注目されてきました。児湯食鳥のほか、丸紅畜産、日本ホワイトファーム系のブロイラー鶏ふん13万2000トンが県内から持ち込まれることとなります。膨大な鶏ふんの搬入時の悪臭の飛散、ばい煙の悪臭、有害物質の飛散など対策が示されました。では、なぜ悪臭が発散し、住民が苦しんできたのか、悪臭の原因が鶏ふんの受け入れや操業過程からではなく、隣接する発酵施設への鶏ふんの堆積によるものでした。町当局もその是正を求めてきましたが、創業以来今日まで解決できていません。

そこで、質問の第1点は、地域住民との確約書の約束がなぜ果たされなかったのかです。確約書は、発酵施設の利用目的と要領を明確に示し、その約束を守れば、周辺への悪臭は防げたのです。本町はその追及がなぜできなかったのかです。

第2点は、悪臭の原因とその解決策を追求しないで、隣接の森林発電所に悪臭の気体を送り、焼却するとして、既に27年6月以降実施しています。森林発電所の木材と鶏ふんのおいをあわせて発電を行うというものです。ばい煙対策など、どんな変更が起きているのかお聞きいたします。

第3点は、大気汚染防止に係る協定書の是非についてです。発酵施設から悪臭を送り、木材とともに発電原料として焼却します。焼却による大気汚染防止の基準を定めています。硫黄化合物はNBRと同じ同一基準ですが、窒素化合物は、NBRの250ppm以下に対し、350ppm以下としています。窒素化合物の大気への飛散がそれだけ緩和されています。実際の数値を示してください。近辺の農業への影響はないか。町当局の見解をお聞きいたします。

第2問は、放課後児童クラブの今後の運営についてです。学童保育は、共働き、ひとり親家庭等の小学生の放課後の生活を継続的に保障すること、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという目的、役割を持つ事業、施設です。児童福祉法に位置づけられている児童福祉事業です。事実、学童保育で子ども達が過ごしている時間は、年間1,681時間にも及び、小学校にいる時間である1,221時間よりも460時間も長いのです。子ども達が毎日学童保育に帰ってきて、安全に、安心して生活をおくることで保護者は安心して働くことがで

きます。指導員との信頼関係、子ども同士の豊かな関係の中で、学童保育は子ども達にとって安全で安心して生活できる居場所となっています。必要とする子ども達が利用できていますか。

川南町内の放課後児童クラブの現状をどのように把握していますか。川南町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、長期的な人口の見通しを踏まえ、50年後を想像し、5年後の町をデザインするとして、子育て支援として放課後児童対策事業も上がっています。また、子育てに全力を入れると町長は所信表明していますが、補助金が少ないから委託するのでは話が違わないのですか。平成29年度放課後児童クラブについて、山本小児童クラブの通年実施のニーズが高まっていますが、山本小学校内では必要な専用のスペースを確保できない、人手不足により指導員の確保が難しくなっており、児童クラブの安定運営に不安があるので、今年4月から山本小児童クラブを中央児童クラブで実施する、授業のある日は山本小学校児童をバス等で中央児童クラブに送り届ける。今年7月から中央児童クラブ及び通山児童クラブの運営を委託する。現在の支援員及び補助員のうち、引き続き児童クラブ業務を希望する方を委託先に紹介するとの教育課から説明を受けました。子どもの安全を確保するためには、委託は仕方がないとの説明です。これまで直営での運営をなぜ委託にするのか。委託をすることをどのように決めたのか、保護者への説明はせず、住民合意のないまま進めることは大問題です。最低、住民合意は必要です。それが当たり前です。誰が町政の主人公ですか。町民が主人公で、実際利用している保護者への合意も得ないまま、4月からの中央に山本を持ってきて7月からの委託はあまりにも時間が短いのではないですか、伺います。

3点目、TPPの影響についてです。国は、欧州連合との経済連携協定やTPP11の経済効果分析の中で、農林水産物の生産額への影響について、昨年12月に試算を行っています。国の試算方法に準拠し、宮崎県も主要品目について試算を行っています。畜産が農業生産額の約6割を占める宮崎県内の農業に与える被害、影響は深刻なものになると予想しています。川南町内の農畜産物生産額への影響は幾らになるのか農業従事者の不安が募っていますが、見通しはどうなるのか。

国は、農林水産物の市場開放に伴う影響を補うため、2017年度の補正予算で対策費を計上しています。本町が取り組む事業と予算額を伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、NBR関連でございますが、何度もこの質問を受けさせていただいておりますが、過去の答弁と重なる部分は十分あります。NBR建設時に提携いたしました地元地域の環境保全に関する確約書、そのなかで既存施設での鶏ふんの水分調整はしないということございました。例外的にはメンテナンスをするときに、保管時にやるということで、そういうことを締結しているところでございますが、既存施設に対する見解の相違と、そういう理由から、

現在も処理が継続されているのが現状でございます。町といたしまして、宮崎県環境保全協同組合の発酵処理施設も既存施設であるとの見解のもと、NBRの確約書どおりの指導監督を求めるとともに、引き続き苦情の際には、既存施設への指導も行ってまいりたいと考えております。

2つ目の、ばい煙対策についてでございますが、何か変更があるのかということでございますが、大気汚染防止法の排出基準内の対策が行われております。

また、3つ目の質問の中の森林発電所の窒素化合物の値は幾らかということでございます。また、近隣農業への近くの農業への影響はないかということでございますが、NBRにつきましましては、平成29年度に6回計測をしておりますが、数値は25ppmから163ppmの範囲でございます。森林発電所も2回計測しており、100ppmでありまして、双方とも基準以内であり、周りの環境への影響はないと考えております。

2つ目の放課後児童クラブについてでございますが、これは、後ほど教育長のほうに答弁をしていただきたいと思いますと考えております。

最後のTPPについての影響でございます。議員が言われるとおり、なかなか一つの自治体として、どういうふうに動くかというのは非常に厳しいところがあります。国全体の話になる部分も十分ありますが、このTPP11に関して、本町農業の影響が主要品目のうち、特に牛肉、豚肉について影響を受けると考えております。県もこのほどどのくらい影響があるかということで試算を公表されました。その中では、県内の生産額の減少は27億7000万円から52億4000万円程度であるというふうに試算をされました。これを受けまして、本町でも試算をした結果、牛肉で2600万円から5200万円、豚肉で1億5400万円から3億円程度と推測しております。しかしながら、短期的にはこの関税というのは、段階的に削減、長い時間かけてやっていきますので、急激な輸入量の急増というのではないとみております。しかしながら、長期的には、やはりそういう外国からの輸入ということになりますと、やはりその輸入が増えることで価格競争が起こると考えております。そのために、今これから体力があるうちにいろんな、例えばギャップであるとか、農場HACCP(農場ハサップ)であるとか、そういう付加価値をつけていくことも重要でありますし、さまざまな事業を取り入れながら、来たるべき国際競争に対応できるような体力をつけていく、ブランド化による差別化とか、生産構造の強化とかいうことで取り組もうと考えております。

最後に、具体的な事業名、金額も御質問いただきましたので、その分については、担当課のほうで後ほど返答させます。

○教育長(木村 誠君) 放課後児童クラブについてであります。今回の業務委託の目的は、人員を確保し、運営を安定させることです。現在の雇用環境は、有効求人倍率が1倍を超える売り手市場でありますので、支援員等の人員の確保が難しくなっております。児童クラブは通常午後3時ごろから午後6時までの勤務ですが、夏休みなどの長期休業になります

と、朝から夕方までの勤務になるなど、変則勤務であります。勤務時間が不規則なことや、通常時に勤務時間が短いため、収入が一定でないことなどから敬遠されがちです。しかしながら、例えば社会福祉法人等が行う場合は、午後3時までは他の福祉サービスに従事し、午後3時から児童クラブに従事するなど、より柔軟な勤務が可能になります。それにより、雇用が安定し、もって児童クラブの運営を安定させることができると考えております。

以上でございます。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○産業推進課長(山本 博君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

TPPに関します、取り組む事業についての御質問をいただいております。

今回TPP関連で、平成29年度は、補正予算で3170億円の国として予算をつけております。

本町としましても、この予算の中で、園芸部門におきましては、3月の補正まで含めますが、強い農業づくり交付金事業、また、産地パワーアップ事業を活用しまして、1億6900万円で、ハウスの設置や機械の導入に取り組みたいと考えております。

また、畜産部門につきましては、畜産クラスター事業を活用しまして、6億2800万円の予算を——これも3月の補正まで含めております——この予算で事業に当たりたいというふうに考えております。

さらに、平成30年度の要望としまして、産地パワーアップ事業で、今、国のほうに、園芸部門で2億400万円の要望を、今、上げているところであります。

以上で終わります。

○議員(内藤 逸子君) 第1問のMBR関連事業の大気汚染防止対策について伺います。

MBRへの搬入鶏ふんは、全てMBRの投入口に受け入れ、発電原料として燃焼されます。児湯食鳥のほか、それぞれの系列下の鶏ふんは、発電原料の条件を満たして搬入されます。発酵施設に堆積される鶏ふんは、特別な事情以外、許されないとしています。

町長、どう認識されますか。

○町長(日高 昭彦君) 先ほども答弁させていただきましたが、議員のおっしゃるとおり、既存施設に対する見解の相違ということで、現在も処理が継続されております。町といたしましては、宮崎環境保全農業協同組合の発酵処理施設も既存施設であるというふうに認識は

しております。

○議員(内藤 逸子君) 発酵施設の悪臭を森林発電所に送り、燃焼するとの方針が出ています。発酵施設の利用は継続されると考えられます。

児湯食鳥や丸紅系の鶏舎では、鳥出荷後の空舎期間に鶏ふんの乾燥を凶ると言われます。ホワイトファーム系でも同じような対策をとれば、川南町に悪臭の原因を持ち込むことはなくなると思います。いかがですか。

○環境水道課長(大山 幸男君) ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

宮崎環境保全農業協同組合は、ホワイトファーム系の畜ふん処理施設になっているわけですが、発酵処理施設の見解の相違から、残念ながら持ち込みが継続されているような状況でございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) これまで、悪臭の原因をなしてきた発酵施設について、ホワイトファーム系の独自の施設のように言われています。この発酵施設は、平成7年、鶏ふんの炭化処理事業の附帯施設として建設されました。総額7億7000万円余のうち、約1億円で設置されたものです。国・県補助金とあわせ、本町の補助金も当然含まれています。いかがですか。

○産業推進課長(山本 博君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

この鶏ふんの炭化処理事業の施設につきましては、平成5年度、6年度にかけまして、国の事業を活用しまして、環境保全型畜産確立対策事業として事業を行っております。

議員が言われますように、7億円強の予算と言っておりますが、このうちの2分の1を国の補助として使っております。補助残につきましては、県と町は出しておりません。事業者負担として、支出をしているような状況です。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 悪臭防止の主要な課題として、発酵施設の適切な運用が明らかになったと思います。あわせて、県全域から搬入される鶏ふんが、全てMBRの受け入れ口に投入されるよう、万全を期されることをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○環境水道課長(大山 幸男君) 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

町といたしましては、宮崎環境保全農業協同組合の発酵処理施設も既存施設であるとの認識をしております。議員がおっしゃられるとおり、MBRの受け入れ口に直接搬入されることが、地元地域の環境保全に関する確約書の内容だと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 発酵施設から森林発電所へ悪臭を送り、燃焼させるとの方策についてです。

MBRの大気汚染防止対策では、排出基準値として、硫黄化合物17.5以下、窒素化合物

250ppm以下。これに対して、硫黄化合物17.5以下、窒素化合物350ppm以下。硫黄化合物は同数ですが、窒素化合物は、森林発電所では、MBRより高い数値を示しています。なぜですか、伺います。

○環境水道課長(大山 幸男君) 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

大気汚染防止法施行規則により、排出ガス量により基準値が変わってまいります。MBRは4万ノルマル立米/h以上のため250ppm、森林発電所は4万ノルマル立米/h未満のため350ppmが基準値となります。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 数値について、先に述べたように、森林発電所では窒素化合物の数値が高く、今後、周辺の農地や農作物への影響が懸念されます。さっき、町内のMBRとこっちの木質発電所で排出されている窒素化合物の値を言われましたが、今後、十分な観察というんですか、窒素化合物の対応策が求められると思いますが、いかがでしょうか。

○環境水道課長(大山 幸男君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

基準値は、森林発電所は高いわけですがけれども、調査によりますと、森林発電所の窒素化合物の数値が高いわけではございません。排出基準内の数値であり、影響はないというふうに考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 基準値内なので、農地への影響はないと言える根拠があるのでしょうか、いかがですか。

○環境水道課長(大山 幸男君) 数値で申しましたとおり、森林発電所については、350ppm以下ということが基準値となっておりますけれども、実際、29年に測った結果でいきますと、100ppmということで、基準値内に完全におさまっておりますので、影響はないというふうに考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) はい、わかりました。

○議長(川上 昇君) 発言許可をとってください。

○議員(内藤 逸子君) すみません。

2問目に移ります。

放課後児童クラブの今後の運営について、どんな検討をされましたか。委託する根拠を示してください。今までの直営は評価されないのでしょうか、いかがですか。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブは、平成26年までは、川南小学校、通山小学校及び東小学校にサービスを提供していました。

平成27年度からは、多賀小学校、山本小学校に、夏休みなどの長期休業中のサービス提供

を始めております。また、29年度からは、多賀小学校にも通年でサービスを開始しております。さらに、平成30年度からは、山本小学校に通年でサービスを提供することができれば、全ての小学校で、年間を通してサービスが提供できるということになります。また、平成27年度からは放課後児童クラブの対象者が3年生までから全学年、6年生までに拡大されたことにより、一時、待機児童が発生いたしました。何とか支援員等を確保し、解消することができました。

このように、放課後児童クラブのサービスは、年々サービスを拡大、充実させてきたという流れになっております。

今後の課題といたしましては、人員の確保であります。人口減少、超高齢者社会では、労働者人口が減少し、人材の確保が難しくなってきております。現に、有効求人倍率も年々高くなってきております。

本町でも、放課後児童クラブの支援員等の求人を出しておりますが、なかなか確保することが難しくなってきております。これは、御自分で事業をされている方など、現在、求人されている方は、共通の認識だと思っております。本当に人手不足、人材不足の状況にあります。

児童クラブ支援員等の勤務時間は、学校がある日は、3時間から4時間程度でありますので、どうしても収入が少なく、その時間帯でいいという方にとってはいいんですが、もっと働きたいと思われる方にとっては時間が短すぎます。また、公務員の立場では、原則、副業禁止でありますので、副業をすることもできません。

業務委託をする場合、先ほども教育長が申しましたが、社会福祉法人等が業務を行うのであれば、ほかの福祉業務を兼務することもできますし、民間であれば、短時間労働の場合、副業を認められるケースもあると聞いております。

このように、柔軟で多様な働き方のできる職場ということで、何とか人員を確保することを目的としまして、業務委託を行うものでありますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 平成28年9月議会の一般質問で、学童保育の保育料の補助についてお聞きしています。

町長は、「料金は安いにこしたことはないというのは理解できる。3,500円は精いっぱい誠意だ。子どもに関する支援策はいろんな形でできる範囲でやっていきたい」との答弁でした。

その後、どのような支援策が進められているのか伺います。

○教育課長(大塚 祥一君) 料金の件でございますが、児童クラブの料金は、全国的にみれば、4,000円から8,000円の価格帯が多くなっております。

本町の料金3,500円は、全国的にみれば安いほうということになります。宮崎県内の市町村では、全国より低めの価格帯を設定しているところが多く、県内では平均的な金額と言えると思います。

受益者負担の考え方ではありますが、この児童クラブの場合、国は運営費の2分の1を保護者が負担し、残りの2分の1を国・県・市町村が負担するとしております。現在の本町の保護者の負担の割合は3分の1程度となっておりますので、その分は、子育て支援を行っているということが言えると思います。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 放課後児童クラブを利用している保護者の皆さんへの説明はいつされるのですか。子どもさんを迎えに来ている方に聞いてみました。

中央児童クラブの保護者は、統合や委託について何も聞いていないようです。「学童保育は、共働きなので助かっています。細かいところまで行き届いて見てくださり、親も学ぶところがあり、親子で育ててもらっています」と明るい返事を聞くことができました。

そこで、お聞きします。放課後児童クラブの利用者、利用保護者への委託に係る説明はいつされるのか伺います。

○教育課長(大塚 祥一君) 児童クラブの業務委託によって、児童、保護者に対して行うサービスの内容、負担していただく金額などは何も変わりません。また、支援員等の皆さんには、引き続き、働いていただきますようお願いしておりますし、委託先にも雇用していただきますよう依頼する予定としております。

よって、支援員の先生方も変わらず、今まで慣れた先生方が対応していただけるというふうに思っております。町が設置する児童クラブということも変わりません。

利用者への説明ということですが、まだ、業務委託先等が具体的に決まっておられませんので、それが決まった後に、今までと変わらず、安心して預けていただける運営を行うことや、業務委託の形になることなどを説明したいと考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 中央児童クラブは、教室は2カ所で7人が働いています。時々、教育課は見に行かれるのですか。

今年の7月から中央と通山児童クラブの運営を委託するとの方針で、現在いる支援員及び補助員に対して、委託先に紹介するとのことですが、委託先が決まっているのですか。例えば、どこに委託しようとしているのですか。先生方への説明は既にされているのですね、伺います。

○教育課長(大塚 祥一君) 職員が児童クラブへ行くのかということですが、もちろん職員は児童クラブに行って、事務連絡等や、また、時には支援員の先生方の相談にのったりということもございます。連絡は密に行っていると思っております。

委託先は、もちろん、まだ決定しておりません。支援員の先生方への説明ということですが、業務委託する考えを既に伝えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 先生方への処遇については委託先任せですか、どうなるのですか。経験加算など、不安のない紹介になるのですか、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） 今回の業務委託の目的は、繰り返しになりますが、人材の確保でございます。支援員等の処遇を下げたままでは人材確保ができなければ、本末転倒ということになりますので、委託先と処遇についてはしっかり協議していくという考えでおります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 委託になった場合の保育料も変わらないんですか。

○教育課長（大塚 祥一君） 料金の変更はありません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 子育てにかかわる支援事業一覧にも放課後児童クラブは上がっています。子育て支援の充実を図るなど、町政運営方針にも挙げられています。

直営で運営をしてほしいと思います。運営を直営から委託に移す計画は、最低、住民合意を得て進めてほしいと私は思います。子育てに支援を惜しまないでほしい。直営での運営を訴えまして、次に移ります。

3 問目です。環太平洋連携協定TPPについてです。

TPPや、日本と欧州連合の経済連携協定が発効した場合の影響試算が明らかになり、報道され、農林業関係者からは、不安や疑問、対策の充実を求める声が上がっています。

TPPの目的は、関税とその他の障壁を例外なく撤廃しようというものです。海外から、安い農林水産物が国内に大量に流入するなら、我が国の農林水産業に深刻な影響を受け、川南町の農業も壊滅的な打撃を受けることになります。

川南町の基幹産業である農業の基本は、何といたっても、農地がどうなっているのか、増えているのか、減っているのか、それから、その農地に対して、働きかける労働力がどうなっているのか。

川南町内の耕地面積は幾らですか。10年前と比べて減っていますか、増えていますか。耕地の利用率はどんな状況ですか。基幹的農業従事者の数はいかがですか、伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

6点ほどいただいております。

まず、農地についてであります。農地につきましても、少しずつではありますが、減ってきているというふうに考えております。

また、耕地面積についてであります。10年前と比べてということでもあります。

324ヘクタールほど減っているというふうに考えております。

町内の耕地面積についてであります、2,376ヘクタールとなっております。

耕地の利用率についてであります、田が41%、畑が52%、残りは、樹園地とほか7%となっております。

次に、労働力についてであります、771経営体となっております。

最後に、基幹的農業従事者の数というふうになっております、1,452人となっております。

以上であります。

○議員(内藤 逸子君) ありがとうございます。

自給率が39%と、このように低いのは、農家の働き方が足りないわけでもないし、農業技術が低いというものでもありません。耕地面積が少ないというものでもありません。他の先進国に比べて、比べようがないくらい、異常なまでのアメリカ追随があります。外交、軍事の面で、アメリカにノーと言ったことは、日本はありません。

もう一つは、これまた異常なまでの大企業優先です。特に、輸出大企業の利益を確保するために、農産物の輸入の拡大を続けて、日本農業を犠牲にしてきたところにあります。TPP問題は、国の問題であり、川南町ではどうすることもできない問題で、国の動向を見守るしかないのでしょうか。TPPに対する町長の見解を伺います。

○町長(日高 昭彦君) 議員がおっしゃるとおり、我が国の経済を支えている——経済が非常によくなって、戦後、最も長い景気だと言われてはいます。しかしながら、それを支えているのは、やはり大企業であり、内訳は輸出産業だと私は理解をしております。

我々としては——議員が本当に熱い思いを語っていただきました——川南町という、ここで我々は生活しておりますから、その中における基幹産業である農業の大切さは、十分理解しております。

ですから、我々のできることは、しっかりと今の現状を伝えること。そして、少しでもよくなるようにと色々な形で提言、提案はさせていただきたいと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 昨年12月20日、今後の農業を大きく左右する出来事がありました。国連総会本会議で、2019年から28年を、「家族農業の10年」とする議案が全会一致で可決されたのです。コスタリカが代表となり、日本を含む104カ国が共同提案しました。国連は、世界に重要課題への取り組みを促す、国際デーや国際年を設け、長期的課題については、国連の10年を定めています。

国連は、家族農業を、農業労働力過半を家族労働力で賄う農業と提示しています。家族農業は、基本的に小規模経営で、雇用労働力に依存する大規模な企業的農業とは反対の定義です。

国連食糧農業機関FAOによると、家族農業は、世界の農業経営の9割を占め、食料の8割

を生産しています。規模で見ると、世界の農業経営の73%は1ヘクタール未満、85%は2ヘクタール未満です。

これまで、先進国、途上国を問わず、小規模、家族農業の役割は過小評価されてきました。時代おくれ、非効率、儲からないとみなされ、政策的に支援すべきは、効率的で儲かる近代的農業とされてきました。

近年、農業の効率性を図る尺度が変化しています。農業の効率性は、1人分の労働力でどれだけ収穫できるかという労働生産性のみで図れるものではありません。一定の土地で、どれだけ収穫できるかという土地生産性は、大規模経営より、小規模経営のほうが高いことが知られています。

とりわけ、化石燃料への依存度が低い小規模家族農業の隠れたエネルギー効率性が注目されています。持続可能な農業として推進されている、生態系を守る農業の実践でも、最も優位性を発揮するのが、小規模家族農業だと評価されています。

このように、小規模家族農業の活性化なくして、食料の安定供給、貧困・飢餓の撲滅、農村地域の資源管理や持続可能な社会の構築は不可能だということを国際社会が認識するようになり、政策の舵を大きく切っているところだと聞きました。

長々と言いましたが、川南町内の農業は家族農業がまさに中心だと思いますが、いかがですか。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

本町の農業におきましては、法人が若干増えつつありますが、それでも、今現在、50弱の法人となっております。

先ほど答弁でも申しましたように、農業経営体としましては771経営体ありますので、その点からも、本町の農業につきましては、小規模家族が中心であるというふうに考えております。また、このような経営体を支援していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） TPP11は、先日、チリで署名式を行い、協定の早期発効に向けて、国内手続を本格化させることを確認したと報道されました。

しかし、その内容は、部分的にしか公表されていません。内閣府の世論調査では、外国産より高くても食料は国内産がよいとの回答が断然多いです。国民の多数の願いは、「安全な食料は日本の大地から」と答えた人が90%を超えています。おすず村の新鮮野菜が売れるのも当然ではないでしょうか。

人の食べる米ではなく、牛に喰わせる飼料米をつくるのは情けないと米農家は嘆いています。生きていくためには仕方がないことではと思いますが、私の5歳の孫でさえ、お米がおいしいねと言って食べます。農業、そして食料を守る上で、TPPからの撤退を要求しまして、質問を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い質問いたします。

予算は公金であることから、予算の原則を守り、適正に編成し、執行すべきであります。町当局の平成28年度及び平成29年度の予算編成、執行等を判断すると、公金を扱っているという認識の欠如が見受けられます。

そこで、3点伺います。

1点目、平成28年度川南町一般会計決算の空家対策特別措置工事の決算を見ると、歳入5万円に対し、歳出89万9000円になっているのにもかかわらず、歳入歳出決算総額が同額となっているが、どのような経理方法を用いて同額となるのか積算根拠を伺いたい。

2点目、9月議会補正予算で、町は、都農町12月議会の議決を得ていない、尾鈴大橋補修工事費負担金996万5000円を、町道塩付・長岡線舗装打換え工事費に予算計上し、10月27日に入札執行等を行っているが、予算事前議決の原則に逸脱した目的外流用に当たらないのか、町長及び監査委員の見解を伺いたい。

3点目、尾鈴大橋補修工事は、都農町と合同で実施する事業であると町当局は説明していますが、6月補正予算の歳入予算で判断すると、それを裏づけるものは何ひとつなく、町単独事業予算になっていますが、これを都農町と協定を結んだ合同事業とする予算根拠を伺いたい。

次に、国光原中学校のいじめによる不登校問題を伺います。

9月に、この問題を提起しており、学校設置者、町長、及び学校管理者の教育長におかれましては、不登校に至った原因がいじめであると周知していると思いますが、原因がわかっているのに、なぜ、それを解決し、学校に復帰させることができないのか、解決能力が問われるが、その理由を、町長及び教育長に伺いたい。

いじめによる不登校が原因で、学業不振に陥らないようにとの思いで、子や親は仕方なく、教育支援教室に通い、通わせ、子どもは家庭と支援教室との極めて狭い空間で生活をし、ひきこもり状態になっています。それが長期間にわたっているが、人格形成に影響を及ぼさないのか、学校設置者、町長及び学校管理者、教育長の見解を伺いたい。

なお、通告書において、「適応指導教室」になっていますが、正しくは「教育支援教室」であったので、これを改め、訂正しおわび申し上げます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の御質問でございます。予算につきましては、御指摘のとおり公金でございますので、ルールにのっとり、適正に処理する必要があると思っておりますし、総計予算主義の原則に基づき、やっているところでございます。

詳しい事業名、予算等、金額のことなども質問を受けましたので、それについては、担当課長より補足説明をさせます。

また、2番目の国光原中学校の問題でございます。先ほども三原議員からもありましたし、

やっぱり、設置者、最高責任者は私でありますので、当然、これからの子ども達の将来について、やはり一番いい形をとるのが当然でございますが、教育関係のことにつきましては、教育長に答弁をさせます。

○代表監査委員(谷村 裕二君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、空き家対策、1番の特別措置工事予算の経理方法の見直しの必要性ということですが、当該工事の性質上、事案によりましては、工事代金を当該空き家の所有者から支払っていただくケースがあります。議員も御存じのとおり、平成28年度工事分に1件そのようなケースがございました。

町の調定につきましてですが、自治令におきましては、債務の総額について調定を行うのではなく、納付期限ごとの調定を行うとなっております。現在、町が行っている調定につきましては、違法性がないものと思っております。

しかしながら、役場は、确实、正確な会計処理をしなければならない立場であり、透明性の確保も必要であることから、今後の状況等によりましては、経理方法の見直しを視野に、会計業務の見直しをも視野に入れる必要があると考えます。

現在のところ、会計処理につきましては、単式簿記から複式簿記へということで進められておりますし、職員、それから監査委員に関しても、そういう研修等もいろいろ要請が来ている現状でございます。

なお、当事案を含む、分割回収債権につきましては、例月監査時に、約定回収がなされているかどうか、そういうことに関して、各課から提出を求めておりまして、毎月監査を行っている状況でございます。

以上でございます。

○教育長(木村 誠君) 不登校問題についてということですが、児童生徒の個別のことにつきまして、この場では申し上げられませんが、一般的な例で申し上げます。

不登校になった児童生徒につきましては、学校復帰を支援する、教育支援教室フロンティアルームで教育支援を行っております。フロンティアルームでは、学習支援をしつつ、児童生徒に寄り添いながら相談に当たっております。

また、学校、家庭、スクールソーシャルワーカー等と連携して、学校復帰に努めております。学校に復帰するまでの期間は、児童生徒のケースによってさまざまですが、継続して、粘り強く支援を行っております。

人格形成に影響を与えないかということですが、フロンティアルームで支援し、ある日突然、学校復帰ができるという児童生徒は余りおりません。段階的に学校復帰させるために、週1回程度から通学を促し、通学の頻度を徐々に増やしていくことが一般的であります。児童生徒に不安がある場合は、フロンティアルームの指導員、またはスクールソーシャルワーカーが付き添うこともあります。

学校及びフロンティアルームでは、指導員、教職員、スクールソーシャルワーカーなどが児童生徒にかかわり、支援を行っております。心に不安を抱える児童生徒に対しては、臨床心理士の資格を有する、スクールカウンセラーがカウンセリングを行うこともあります。

人格形成に影響を与えないかということですが、人格形成は御承知のとおり、学校だけでなされるものではありません。三つ子の魂百までといわれますとおり、基盤になるのは家庭ではないでしょうか。成長するにつれ、行動範囲が広くなり、対人関係も広く深くなります。家庭、学校、地域社会での学習や体験活動によって、人格は形成されるものだと捉えております。フロンティアルームは少人数でもありますので、一人一人が大事にされていると、私は捉えております。人格形成に負の影響を与えているとは考えておりません。

以上でございます。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、空き家対策関係の除去費の件でございますが、28年度、5万円の歳入に対して、89万9000円支出しているということで、同額ではおかしいのではないかということでございますが、一応、28年度の5万円につきましては、所有者からの分割分の5万円でございますが、この分は、特定財源ということで、残りの工事費については、一般財源で構成しているということで理解しておるところでございます。

それから、9月補正の長岡線の予算編成に、財源の中に、尾鈴大橋の部分、990万円が入っているのですが、編成自体がおかしいのではないかという御質問でございますが、本来、長岡線の財源内訳としましては、地方債と一般財源だけで構成されておまして、9月補正予算の財源の中には、尾鈴大橋の特定財源が計上されたことによりまして、6月更正分の地方債と一般財源の減額分が、9月の予算書には表示されておきませんので、補正予算書の財源内訳の欄が、事業ごとに記載されていれば、明確に判断できるんですが、システム上できないということで、9月補正予算書の財源内訳の欄は、単純に、尾鈴大橋の財源減額分を長岡線の財源から差し引いた額になっておりますので、執行等に問題はないということで判断しております。

以上です。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時52分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） この予算関係について、町長の答弁では、ルールどおりのようなことを言われましたが、この空き家対策に関する予算について、実績に伴う執行残も、平成28年度の年度末補正予算で精算をしています。これを見ると、執行残、歳出158万円減額しているのにもかかわらず、歳入が158万円、同額減額されていません。その上に、この決算に上げています5万円が歳入として計上されていません。

これは、予算は全て公開して、住民に知らせなければならないとする予算公開の原則及び「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」総計予算主義の原則に逸脱をしていないのか。

また、歳入歳出同額減額していないのに、歳入歳出予算の総額は同額となる、一般常識的にあり得ないことが起きているが、これは、経理方法に問題があると思うが、町長及び監査委員会の見解を伺いたい。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、代表監査委員からもありましたとおり、5万円の歳入について、雑入で収入しているところがございます。その根拠というのが、地方自治法施行令の171条の6、適宜分割できるというようなことから、分割納付の契約をして、分割納付をしていただいているという状況でございます。

したがって、残りの金額につきましては、一般会計で肩代わりをしているという状況ではございます。あくまでも、契約に基づいてそういう手続をとれるので、そういうことをやっているという状況でございます。総計予算主義の中でも、当然総計予算主義あるいは地方自治法の施行令の中でも、きちんとそういう明文化されておりますので、その法令に従いまして、取り扱いをしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○代表監査委員（谷村 裕二君） ちょっと先ほどの繰り返しになると思いますが、川南町財務規則の第3章収入、1節徴収の25条、この、ただいま課長が発言した元かたなのが、この25条の当該の期限に係る金額について調定の手続をするものとするということだと思っておりますが、私もその調定方法で、何ら違法性なものはないと思っております。

なお、先ほど申しましたが、当事案を含む分割回収債権につきましては、例月監査時に約定解消がなされているか、監査を行っているところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 収入の5万円を、これは予算に計上せん、分割納付は認められても、その収入の5万円を予算書に計上せんという法律はないですが。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

5万円の収入につきましては、手元に決算書ございませんが、私の記憶の中では雑入としまして、当初にやはり雑入の予算を大まかに計上いたします。最終的にその雑入の予算を

もって、その中で調定をしますので、予算上はその中に入っていると、決算上も。そういう取り扱いで行っているわけでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 予算の公開の原則では、予算は住民のものだ、その財源は住民の税金等で賄われるものであるから、住民が本町の予算を理解納得し、または批判することが大事である。そこで、予算は全て公開して住民に知らさなければならないとし、毎年2回以上、歳入歳出予算の執行状況並びに財政状況の公表を義務づけています。特別会計と経理方法を見直し、予算の透明化を図るべきではないのか、町長の見解を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 議員が冒頭に言われたとおり、予算は公金でありますし、ルールに基づいて適正に処理されるべきであると考えております。(「見直す考え」と呼ぶ者あり)

○議長(川上 昇君) 続けてください。

○町長(日高 昭彦君) すいません。会計がわからない、わかりづらいということであれば、当然それは見直す余地はあるというふうに考えております。そのときには、また検討させていただきたいと思っております。

○議員(児玉 助壽君) 歳入説明した、前の担当課長の説明では、尾鈴大橋補修工事費負担金となっておりますわけですが、この996万5000円は。失礼しました、この996万5000円、9月議会で計上した歳入についてですが、歳入説明では尾鈴大橋補修工事費負担金となっており、説明どおりであれば、その事業費のみにしか運用できない特定財源となっており、それを自他事業に使うことを世間一般常識では目的外流用というわけですが、本町では、あれ何ちゅうとですか。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

確かに、児玉議員のおっしゃるとおり流用ということではないんですけれども、非常に9月の補正予算の予算書上わかりづらかったということは、私たちも本当にわかりづらかったなというふうに反省をしているところでございます。

特に、6月で御指摘いただきましたので、私たちもそれを真摯に受け止めまして、やはり早期の段階で表記すべきだということで、歳入として9月で受け入れたところでございます。それが、システム上の状況で9月の本来の補正予算を上げた2100万円、実際はその財源というのは起債が1800万円と、一般財源が300万円構成される場所なんですけれども、そこに財源更正の金額が入ってきたものですから調整を行った。しかも、その項目だけしかなかったので、その1行で9月の補正2100万円分と6月、本来は当初上げるべきだった996万円を、同時に記載をしてしまったので、差し引きこういう数字になってしまったというのが原因でございます。

6月に指摘されましたので、本来ここをシステム上だけに頼らずに、二段書きをして明確

にすればよかったなというふうに我々も反省しておりますが、何ら議員のおっしゃるとおり流用してどうのこうのしたと、そういうことではございませんので、そこは御理解いただきたいと。我々も今後やはりわかりやすい表示には努めたいと考えておりますけれども、問題になった点については特にそういう形をとっていきたいというふうには考えております。

ただ、全てを事業ごとに表示した場合は、今の予算書の3倍以上はページ数になるのかなと考えていますので、そのあたりはやはり若干、全部の事業についてはそれがなかなか厳しいということを御理解いただければとういふうに思っています。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 厳しかろうが厳しくなからうが、公金でありますから、この目的外流用については、確かに川南町議会は9月議会で議決し、予算を認めましたが、本町議会が認めたからといって、負担する側の都農町議会の議決を得ないので、得ていないわけですから、都農町は12月に議決したわけだ。その予算が、都農が議会で議決しなければ、予算が成立せんことになるわけですが。予算が成立せんちゅうことは予算がないことになって、予算を執行することもできないと思えますが。

これがこの予算の事前議決の原則になっとるわけですが。このことについて、どう考えておりますか。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、冒頭で申された「根拠は」という世界の話だと思っております。

今回のこの尾鈴大橋の合同で行う調査工事関係につきましては、平成28年3月18日付で協定書を交わしております。これは、民事に伴う協定と同じ効力を持つというふうに判断しております。

よって、都農との折半という条項も入っておりますので、これに基づきまして我々は川南町が工事を行うことになったということでございます。

ただ、事務上の関係から、やはり概算でいただいて精算するよりも、当初の段階で川南町で予算化計上しまして、根拠はこの3月18日付の協定がございますので、最終的に事業費が確定した段階で請求書を出すというようなことで、話がまとまったのが今回の発端でございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、当初の段階から見込みを計上することは必要であったというふうには思いましたので、9月に我々としては、予算化したというところでございます。

根拠としましては、あくまでもこの道路法及び協定書3月18日付に都農町と交わしました協定書が根拠でございますので、これに基づいて都農町に請求書を出すということでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) その協定書云々は、それは執行部が知っとるだけであって、議会はそういうことは全然知らんわけですが。予算書のみでしか審議せんわけですから。

総務課長、この目的外の996万円の使い方について、9月議会で県を交えて協議したということをするわけですから。事実ですか。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 御質問に対して、再度お答えいたします。

うちのほうは、先ほどから申し上げるように、概算で精算払いをするということでしたんですが、議員の指摘がありましたので、県のほうに協議相談をしたところ、やはり見込みで計上した方がいいだろうということで受けましたので、9月で補正で上げたところがございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この本件に関する都農町のこの12月議会の議事録を見ると、本町議会は6月、9月に予算を議決していることについて、都農町担当課等は協議不足と答えております。町長は、両町が同じ時期に予算計上するのが当然で、ずれていることは本来の姿ではないと認め、指摘を真摯に受け止め、適正な姿に次から戻さなければならないと思っていますと、誤りを正す答弁をしていますが、この当局の説明は矛盾していませんか。こういう誤りを認めとって、県がしろと言うことは言わんはずですが。

○総務課長(押川 義光君) 考え方がやはり、あると思っております。ただ、そう言いながらも、やはり議員の御指摘のとおり、我々としてもそこあたりを真摯に受け止めた上で9月に提案したということがございます。全てが誤りかと言われますと、やはり我々としてはそうではないというのを、9月でも申し上げましたが、誤りではないが、やはりそういう考え方の2つがある中では、議員が御指摘のとおりの方が指示されているという事実もやはりありますので、我々としては反省をしながら9月に提案させていただいたということございまして、先ほどから995万6000円が流用流用と言われますけれども、決して先ほど説明を申し上げたとおり、流用したということではございませんので、そこはきちんと御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員(児玉 助壽君) 28年、29年の当初予算、今度も当初予算で上げとる。そのとおりに上げれば9月みたいなことはせんでいいわけでしょ。町は事務の簡素化とかルールどおり、財源更正等々よ。そういうことを答えて、このことを正当化しようとしています。総務課長、この更正の意味は都農町長の答弁のとおり、誤りを改め正しくすることです。本町は、誤りを認めず、そして9月議会で誤りを重ねているじゃないですか。そして、都農町長に尻拭いをさせ、対外的に恥ずかしくないですか。

○総務課長(押川 義光君) 我々としては、いろいろな御意見をいただきながら、適正な方向にやはり持って来たというふうに思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 大体、工事費を精算して、予算に計上するという、これは都農のなんが言うのとつとだが、議事録を見ると工事費の予算の負担計上は精算してからになっている、そのもの自体が間違いじゃないですか。

○総務課長(押川 義光君) 何度も同じことの繰り返しになりますが、我々としては、その精算で負担金をいただくという方法を選択してしまったというところでございます。都農町の12月に負担金を計上されたというふうには聞いておりますけれども、そういうことであれば、28年3月のこの協定書自体の問題からは都農町も本当に、議員の考え方で言いますと、当初の段階で上げていていただいて、私どものほうが上げてないという状態ができたのかなというふうにも、我々としては考えるところでございます。内からのものに対して、やっとならばというの、この協定上はおかしいんじゃないかなというふうに思われますが、それは他の団体のことでございますので、やはりそれぞれの考え方で上程されたというふうに思っております。

ただ、議員のおっしゃるとおり、今年度からは当初の段階からきちんと上げさせていただきました。いろんな考え方がありますが、やっぱり一番指示される考え方で我々もいくべきだと、その部分は非常に反省をしましたので、今年度からは当初予算で計上いたしております。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 考え方が何ぼもあつたらおかしいじゃないですか。予算とはどういう意味ですか、予算。精算はどういう意味ですか。

○総務課長(押川 義光君) 今回の予算の関係につきましては、本来であれば、逆に言いますとうちの工事を予算化せずに工事したというのは本当にあつてはならないことでございます、もちろんそういうことはやっておりません。ただ、今回は都農町との、本来は川南町の部分は橋の半分からこっちを川南町がして、半分から向こうは都農がするという工事になるところでございますけれども、やはり道路法上でも決められており、協定に基づいて片方が工事をする、工事終了後に負担金を求めるという考え方も、負担金でございましたので、そういうこともあると。ですから、その事前のものとして、道路法に基づく協定をそれぞれ交わして、負担金の根拠をもって工事を行うということをやってきたところでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 何と言おうが、予算は目的のためにあらかじめ見積もった収支費用のことを言います。精算とは事業が完了し、最終的に細かく計算したものを言うわけですが、この事業完了が3月までずれ込んだ場合は、3月に予算計上して、またいで予算計上せんならんことになるわけですが、完了せんかった場合は。そうした場合は、その精算額を予算に計上すること自体は物理的に不可能じゃないですか。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 御質問に再度お答えいたします。

事業のほうは、ほぼ完了するというので、請求書の準備を今、現在、準備をしているというところがございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この事業が町単独事業であれば、6月補正は何ら非の打ちようのない予算であります。しかしながら、本事業予算は都農町からの負担金、すなわち歳入が見込める合同事業予算であるため、間違っただけの予算計上になるわけです。間違いは誰でもあります。その間違いを認め、例えば負担金を基金に積み立て、そして取り崩し、他事業に運用すればいいわけです。それが、その公金を取り扱っている者が主計者、すなわち住民に対して守るべき最低限のルールじゃないのですか、町長。

○町長(日高 昭彦君) しっかりルールに則って、行っていくべきだと考えております。

○議員(児玉 助壽君) こういった2案件のように、予算が堅実なものでなく、こうした不健全な状態が続けば、財政自体がつまづいて、活発な行政の展開を計画的に行うことが不可となることを、予算を編成、また提案とする側も、それを審議する側も肝に銘じるべきと思っておるわけですが、町長はどのような考えを持っていますか。

○町長(日高 昭彦君) まさに御指摘のとおり、計画的にいろんな事業が行えるように、今後とも取り組みたいと考えております。

○議員(児玉 助壽君) 次に、いじめ問題ですけど。

先ほど、教育長は解決せん理由を伺ったら何も述べんかったですが、解決せん理由はなんですか。

○教育長(木村 誠君) 不登校の原因は御案内のとおりですけども、学校生活上の問題や無気力、不安、情緒的困難、家庭環境などさまざまでありまして、それが複合的に原因になっていることが多くあり、単純なものではありません。一つ一つのケースに合わせて関係機関と協力しながら、学校復帰につながるよう努めているところです。

学校復帰には、学校生活の節目が大きなチャンスでもありますので、新学年の始まりに向けて学校復帰を、学校とともに連携しながら促していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 解決せんかった理由にはなっとらんですよ、それは。

○教育長(木村 誠君) ですから、複雑に絡み合っているんで、私もそれは早く学校復帰してほしいというふうに思っているわけですけども、そうはなっていないのが現状であります。

○議員(児玉 助壽君) 解決せんとはですね、先ほど同僚議員が「川南町には重大事態になっているのではないのか。」と言ったら、教育長は「重大事態になっているのではない。」と言いましたが、この中学女子生徒1年生は約1年、家出をしたこの女子生徒2年生は約1年

半、もう1名の教育支援教室に通っている女子生徒2年は約半年、通常どおり学校に通えず、それぞれ不登校状態になっています。これは、川南町が策定したいじめ防止基本方針の重大事態に規定される案件に該当していますが、その重大事態に判断せん限り解決できんじゃないですか。

○教育長（木村 誠君） 12月にもお答えしましたが「総合的に判断をして」というふうに答弁したところであります。

○議員（児玉 助壽君） なら、教育長、重大事態に規定するなんを言うてください。

○教育長（木村 誠君） いじめ防止対策推進法におきまして、重大事態として、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2つ目、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときというふうに記されています。

○議員（児玉 助壽君） 重大事態に至るとるじゃないですか。

○教育長（木村 誠君） 個別的なことは、あまりこの場では申し上げられないわけですが、両家族にお聞きしましたところ、第三者委員会に諮る必要はないということで、第三者委員会には図らなかったということであります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 保護者が何と言おうとも、解決しようと思ったら重大事態に陥っているのだから何でいちいち聞かなくてはいかんですか。保護者に対して、第三者委員会にかけますから協力してくださいと言えば済むことじゃないですか。

○教育長（木村 誠君） 御存じのとおり、第三者委員会にかけますと最低1年はかかります。ですから、そこらあたりもお話して、そういう形になりました。

○議員（児玉 助壽君） 先ほど、同僚議員の答弁を聞いたつたら、今もか、冒頭の答弁を聞いたつたら、不登校は保護者の責任みたいなことを言いよったですが、そうなんですか。

○教育長（木村 誠君） いや、私はそういう答弁をしたつもりはありません。

○議員（児玉 助壽君） そういうふうにとれたとです、私に。この12月議会で私はこのいじめ防止対策法第23条「学校が、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において、学習を行わせる等」や同法第26条「市町村教育委員会はいじめを行った児童等の保護者に対し、学校教育法35条第1項、同法第49条において準用する場合を含むの規定に基づき、当該児童等の出席停止を命ずる」等、いじめを受けた児童とその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を速やかに講ずるものとするなど、なぜ適用しなかったのかを伺ったところ、教育長は12月議会でいろいろ解決案を示しました。示して、ペナルティのことばかり考えていたら解決しないと言いましたが、その解決案で現在解決しましたか。

○教育長(木村 誠君) 徐々にではありますけれども、あんまり答えると個別的になりますけれども、期末テストを学校で受けれるようになったとか、お別れ遠足に参加できるようになったとか、少しずつではありますけれども、解決の方向に向かっているんじゃないかなというふうに私は捉えております。

○議員(児玉 助壽君) 原因を取り除く必要な措置を講じなかったからじゃないですか。確かに、教育長が先ほど言いましたが、スクールソーシャルワーカーとかカウンセラーとか言ったりしましたけど、大田原さんという、これは有名な人がソーシャルワーカーとして川南町に赴任されたこともありますけど、この人の御尽力には保護者も感謝していましたが、これはあくまでも児童に対する精神的なものを、ケアであればそのケアを受けた児童が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じるのが学校管理者であったり、教育委員会であったり、学校設置者の、町長はいじめ防止対策推進法で定めるその責務を果たさなければ、このケアを受けた子どもは学校に復帰できないわけです。

○教育長(木村 誠君) 出席停止のことをおっしゃっているんだらうと思うんですけど、この出席停止はいわゆるずっと継続して暴力ふるうとか、他の生徒にも危害を加えて授業が成立せんとか、そういう状態のときは適用できると思うわけですけども、もう、実際に今、そしたらいじめが発生しているかと言うと発生はしていませんよね。ですから、出席停止にするとか、そういうことは今はできないというふうに考えております。

○議員(児玉 助壽君) その出席停止等であるから、出席停止にしろという意味じゃないわけです。子どもが安心して学校に行けるような、教育を受けられるような措置を講じろという意味ですよ。

今、しろという意味じゃないですよ、何で1年半前、その時なぜそういうなんはしなかったかちゅうわけですよ。

保護者は、こういうふうに嘆いていました。ソーシャルワーカーの方は親身になって相談にのり、いろいろアドバイス等し、一生懸命尽くしてくれましたが、教育委員会と町は何もしてくれないと言いました。町と教育委員会は二言目には学校や職員に責任があるように言っていますが、学校の管理者は教育長、教育委員会であり、教職員は町の職員であります。学校で起きた問題は、両者が協力し、先頭に立ち責任を持ち、解決しなければ解決しないものではないのですか。

○教育長(木村 誠君) 教育委員会といたしましては、教育事務所を通じて県の教育委員会、教育長と話しをしたことによりまして、12月も申し上げましたけれども、中部教育事務所の担当であります、先ほど言われた大田原スクールソーシャルワーカーを派遣してもらったということでありまして、その派遣費用は町から出ております。町が何もしとらんということ、当てはまらないと思います。

○議員(児玉 助壽君) その経費、経費が何もなつとらんじゃないですか。金を出したか

らとか言いよるけど、それは結果が出てそれを言うのが当たり前ですよ、結果が出たらんとにそういうこと言うたら困ります。

教育長は、12月議会で子どもの不登校問題で学校長として、また自分自身の御子息の件での経験をもとに子や親の悩み、苦労を経験済みと言っています。それにもかかわらず、なぜ同じ思いをさせるんですか。その理由は何ですか。

○教育長(木村 誠君) ちょっと、おっしゃっていることがわかりませんが。

ですから、そういう不登校になっている事態というのは、先ほども言いましたように、いろんな要件が複雑に絡み合っているわけであって、私もずっと最後の学校でもおりましたので、保護者の話も聞いたりしながら、やってきたところなんですけれども。とにかく、これはもう、なぜかと言われても結局なくならないということは、何かがあるわけであって、その特効薬があれば、逆に私も教えてもらいたいなという気がしているところです。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 俺に教えてくれちゅうとですか、教育長。それを考えるのはあんたじゃないですか、教育長。何とぼけとっつですか。

○教育長(木村 誠君) 一貫して、学校なり教育委員会のこと、ずっと言われ続けておりますので、そういう言い方になってしまったんですけども、結局、25年度から今のフロンティアルームを設置したわけですけども、ほかの市町村では、もう平成10年以前から設置して、そういう不登校の子ども達を受け入れてきているわけですけども、なかなかやっぱりどの市町村も一気に解消するという事態はできておりませんし、私も最後の1年9カ月はそういう場所において、担当は違いましたけども、いろんな事例に関わってきておりましたけれども、なかなか簡単にいく問題ではないということは、もうお分かりだと思いますけれども。

ですから、いろいろやれるところでやっぱり手は打っているつもりでありますけども、一気に解決するという方向にはいっていないというのが現状であります。

○議員(児玉 助壽君) 解決方法を教えてほしいって言いよったがよ。それに介入したら、私は脅迫行為で警察の事情聴取を受けました、教育委員会の教室で。教育長は、ベストは子ども達が仲直りし、笑顔で卒業式を迎えられ、将来同窓会で思い出を語る仲になることだと言っていましたが、それができるのは見つけたいじめを適切な法対処による早期解決しかありません。長引けば長引くほど問題が複雑になり、不登校、自殺等、重大事態が発生するのを鑑みての法律制定であります。

長引けば、憎しみが増幅し、仲直りなどできないし、自殺した日には同窓会での思い出話等できますか。教育長がベストとする理想論の保障根拠を伺いたい。

○教育長(木村 誠君) 私はベストな姿ということでお話したわけですけども、それがやっぱりベストだと思っています。そういうふうに周りも一緒になってやっていかなくては、

やっぱりどこかが一生懸命やっても、どこかがそういう一緒の方向でむかなければ、これは解決できないわけですので、そういう形で同じ方向を向いていけるようになるのが一番いいんだと思いますし、私も先ほど言いましたように、その形が私はベストだと思っています。

○議員（児玉 助壽君） この教育委員会は、1年生の不登校の原因にいじめでないとの先の12月議会の認識のようでしたが、その子の祖母の弟である元議員に事実関係を伺ったところ、いじめを訴えたが、先生は相手に確認したら「していない。」と言い、証拠がないで終わり、不登校になっています。これでは、子や親がいじめを訴えてもいじめを認めると困るので、なかったことにし、自殺問題が発生し、いじめと判断するパターンに類似していないのですか、町長。

○教育長（木村 誠君） 1年生の件に関しましては、12月も申し上げましたけれども、いじめが原因とは捉えておりません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） いじめが原因でないとしたら何が原因ですか。

○教育長（木村 誠君） そこは個別的なことになりますので、申し上げられません。

○議員（児玉 助壽君） 個人情報保護法はあなたの保身のためにあるとじゃないとです。

○教育長（木村 誠君） 個人が特定できますし、そこで何が行われているかということも私たちは把握しておりますけれども、これを申し上げますと本当に個人情報になってしまいますので、申し上げられないと言っているわけです。

○議員（児玉 助壽君） その元議員が言うたことと違うということですか。

○教育長（木村 誠君） 私たちはそういうふうには認識しておりません。いじめとは認識しておりません。

○議員（児玉 助壽君） じゃあ何ですか。

この通山小5年生のいじめ問題では、次のケースを招いています。子ども同士の話し合いで和解したのですが、学校の初期対応に問題があったのか、学校に不信感を持ち、現在不登校になっている児童がいます。そのことは教育委員会も把握していると思うんですが。この国中の3年の女子生徒の不登校問題もこうした初期対応の誤りが原因じゃないのですか。

○教育長（木村 誠君） 5年生の件も出ましたけども、把握しております。原因については申し上げられません。それから、3年生の件もおっしゃいましたけど、初期対応が間違っていたというふうには考えておりません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 間違うとらんかったら不登校になるわけないでしょう。日本国憲法第26条では、国民に等しく教育を受ける権利を有させ、保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負わせているが、原因は教育長、何であれ、それを解決して、義務教育を受けさせるのが憲法第26条の定めに基づく、町教育行政の責務じゃないのですか。

○教育長(木村 誠君) これ一般的な例として申し上げますけども、不登校の中には保護者が要するに学校に行かせるというか、学校に行く意味を感じてないというか持っていないというものもあります。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 保護する者は保護者だけじゃないですよ。国、地方、公共団体、全てに保護することになるとるわけです、法律では。何を保護者に責任転換しよりますか。そういう教育環境を与えるのが教育行政というものじゃないとですか。教育長は、教育委員会は長期間にわたり、教育支援教室に通わせることに、子や親に対して何の抵抗も持っとらんようではありますが、子どもは家と支援教室との往復だけの限られた空間で生活し、引きこもり状態になっており、心身共に不健康な状態になっています。これから判断すると、支援教室に通っていないこの2名の生徒は、ほとんど外部との接触もなく、家に閉じこもって生活をしており、それ以上に親子ともに厳しい状況に置かれていると思います。この子たちの人格形成に悪影響を与えることが危惧されるのですが、そこら辺のところをどう考えておりますか。

○教育長(木村 誠君) 3階のフロンティアルームに来ている子ども達については、先ほども申しましたけれども、心身が不健康になっているというふうには捉えておりません。もう今、私は下におりますけども、笑い声がよく聞こえてきます。あくまでも学校復帰をする場所でありますので、指導員を中心に、あるいはスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、学校復帰を促しておりますし、学校にはやっぱり受け入れる環境をしっかりと整えていただくように、こちらも入れてお話ししながら進めているところです。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) そう思うなら、早急に学校に復帰させるべきではないのですか。子どもは我が町の将来の希望であります。その子ども達が町の将来に光り輝く存在であるようにするためにも、いじめのない学校、教育を実現するのが、町教育行政に課せられた使命、責務等であると思いますので、最後にこのことについて町長及び教育委員長の見解を伺って質問を終わります。

○町長(日高 昭彦君) 今、言われたように、やっぱり子ども達の将来にとって同じ方向に向いていくために、子ども達の未来が光り輝くために我々は一致団結して取り組むべきだと考えております。

○教育長(木村 誠君) 思いは・・・、私は児玉議員と一緒に思うんですけど、やっぱり早く学校復帰してほしいと、これは誰よりも私は願っている者の一人だというふうに思っています。ぜひ、そういう形で新年度に向けて学校復帰ができるように関係機関と協力しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川上 昇君） 次に、税田榮君に発言を許します。

○議員（税田 榮君） 通告による一般質問を行います。

ふるさととは遠くにありて思うもの、誰が言ったのかは知りませんが、川南町に生まれ、いろんな事情で地方を離れられた人は、果たして何人おられることでしょうか。その人たちは、その時々ふるさと川南のことが思い出されることと思います。そこで始まった、通称ふるさと納税、少しでもふるさとのためと思い、寄附されるものと考えます。返礼品を目的としている人も中にはあるかもしれませんが、返礼品目的だけじゃないと私は思っています。

今朝の宮日の西都児湯版に都農町のふるさと納税の記事が掲載されていました。他の市町村のことはさておきまして、川南町の通称ふるさと納税について、次のことを質問いたします。

ふるさと納税。1、新しい試み、企業からの寄附。2、返礼品のあり方と成果達成の取り組み。3、寄附金の利用用途はどうしているのか。この3点についてです。詳細は質問席にて行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの税田議員の質問にお答えをいたします。

ふるさと納税については、いろんな形で報道もされておりますし、今、議員が言われたとおり、ふるさとに対する思いと、またそれとは別に返礼品に対する期待というのがあるのは事実だと思います。

しかしながら、我が町としてはふるさと納税の恩恵にあやかっている、恩恵をいただいているというのは事実であります。それを含めて答弁をさせていただきたいと思いますが、まず1番目の企業からの寄附ということでございます。いわゆる、企業版ふるさと納税ということでございますが、平成28年度から企業の善意の優遇拡大措置がとられるようになりました。

しかし、この企業版ふるさと納税というのは、まず自治体が地方創生事業の計画立案を行い、そして内閣府に認定を受け、そして企業から寄附をいただくものでございますが、認定を受ける場合に、企業からの決定がなければ認定が出ませんし、現に実は平成28年に川南町としては、軽トラ市の活性化計画ということで大手の企業に打診をしたところでは、なかなかその理解を川南町だけじゃないと、ほかにもいろいろあるからそこだけに出すわけにいかない、いろんな理由があって、そのときには申請を取り下げた経緯がございます。

しかしながら、今後、新しい企業、そういう見つける努力は今後とも職員一同やっていくところがございます。もう一つの、一般的なふるさと納税については、今までどおりしっかりやりたいと考えております。

それから、返礼品のあり方ということでございますが、本町の場合のふるさと納税の目的、ほかの市町村もかなり同じようなところはあると思いますが、やはり目的は町の活性化であ

ると信じておりますので、町民の所得向上、それから雇用の創出、後継者育成を柱に展開をしているところでございます。

現在、平成30年3月1日現在で、参加する事業者が51、特産品、季節ものも含めると、いわゆる返礼品は320品目となっております。御承知のとおり昨年、29年4月に総務大臣より返礼品についての通知が出ました。よって、我が町も換金性の高いものよりも換金性の低い、我が町の特産品であります肉とか野菜とかお米とか魚をメインに取り扱っているところでございます。

今後とも、先ほど言いました町民の所得向上、雇用の創出、後継者育成をもとに一体となって、自分たちで稼ぎ、力をつくっていくという、ふるさと納税事業については展開をしてまいりたいと思っております。

寄附金の使用用途でございますが、当然、今言ったとおりの目的を果たすために、今後も重要な人口対策、担い手確保対策、子育て支援、また特に地域の活性化につながるような事業に役立ちたいと考えております。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時57分休憩

.....
午後2時07分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員(税田 榮君) それでは1番目の新しい試み、企業からの寄附ですが、ふるさと納税は新たな財源の確保を目指し、町民のために納税をより一層推進し、新たな財源の確保に努めると基本目標に示しています。平成28年度は10億3000万円、平成29年度は現在まだその途中でございますが、どのくらい納税があったのかお聞きします。

また、平成30年度は目標値として14億円を掲げていますが、目標に達する目途はあるのか、その方策として何か新しい試みはあるのかお聞きいたします。

○総務課長(押川 義光君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度実績見込みでございますが、11億6000万円程度になろうかなというふうには考えております。予算上は、1億円追加という形で、11億円で予定をしておりますが、3月の後半の伸びがちょっと見込めるので、最終的にはそのあたりに落ちつけるかなというふうには考えております。

それから、今後の見込みということで、30年度のということではございましたが、当初予算段階では12億円を見込んでおります。その中で、最終的に経費を残して、3億七、八千万円、4億円近くが基金に積み上げられるかなというふうには考えております。ただ、30年度から、

若干、今までの手法を変えまして、もう当初予算の段階から、ある程度今の基金を取り崩して、3億円程度をいろんなものに充てる、実際は、支払いの分が1億7000万円ほどありますので、町長答弁にもありましたとおり、1億5600万円程度が、今年度の事業の中でもふるさと納税の恩恵ということで充てている状況でございます。

以上でございます。

○議員(税田 榮君) その中で、新しい試みということを知ったんですけど、何かそこを補足する面はないのでしょうか。

○総務課長(押川 義光君) 税田議員の御質問に再度お答えいたします。

新しい試みとしては、川南町の考え方としまして、全て納税いただいた方が川南町の中で還元できるということを主眼において取り組んでまいりました。そういうことから、新しい取り組みとしては、やはり、今、51業者でございましたが、それをもっとやはり広めていきたいというふうに考えております。今の現状を見ますと、やはり品物が多い自治体ほど、まあ二極化しております。品物が多くて充実している自治体に寄附が集まるパターン、あるいは都城パターンのように、もう絞り込み、肉とお酒ということで絞り込んで伸びている自治体と二通りございます。中途半端が一番少ないようでございますので、川南町としましては、もっと町内の農家、商業者の方々、そういう方々に広く物品を工夫して出していただいて、品物のチョイスがたくさんできる状態をつくりたい、それから、新しい試みといえますか、28年にも、企業版ふるさと納税をちょっと挑戦してみましたが、残念ながら成就いたしませんでした。今年度も、川南町の町内の企業さんはもう絶対、ふるさと納税はだめなものですから、川南町にゆかりのある企業さんと、ちょっといろんな形で企業版ふるさと納税を進めてみようかなということで取り組みたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議員(税田 榮君) それでは、寄附金は、まず個人からの寄附が多いと思いますが、企業からは今までのところないのかと、さっき町長の答弁でいろいろあったんですけど、自治体の立案の中を提供して企業の決定が要るというような説明がちょっとあったんですけど、企業からの納税が今のところないとすれば、企業や法人会社にはふるさと納税としての寄附は望めないということか、望める可能性はあるということか、望めるとしたらどのような試みで考えているかを質問したいんですけどいいでしょうか、町長、もう一度。

○総務課長(押川 義光君) 御質疑をお答えいたします。

先ほども町長答弁の中にもありましたとおり、企業版ふるさと納税につきましては、非常にハードルが高うございます。普通の、個人の方々がふるさと納税されるのは、もうインターネットで見て、この品物がというような形が結構多いんです、実際としましては。それで、もうカード決済でいいので、自宅にいながらすぐできるという状態に入ってきます。

ところが企業版というのは、先ほども町長が申されましたとおり、事業計画をまず川南町

が作ります。こういう計画でこういうことを進めたい、それに対して企業に賛同いただくことをまず取りつけないと、内閣府が許可を出してくれません。本来では、国が言っているのは、許可を出して、それで企業さんから取りつけるという手順をいうんですけども、実際は、先ほどの答弁にもありまして、企業からのある程度約束を取りつけないと、内閣府としても許可を出さないという状況でございまして、それで、うちはちょっと取りつけがでなかつたので、内閣府にも出しておりましたけれども、取り下げざるを得なかつたと、これは大手の企業さんに出したんですが、なかなかやはり、自治体にいろいろ寄附しているので、ちょっと厳しいという答弁ではありまして、企業版ふるさと納税につきましては、やはりなかなか厳しいなと思っております。ただ、厳しいから、じゃあ何もしないのかということでは、ちょっといけませんので、ちょっと視点を変えて取り組んでみようかということ今、打ち合わせをしているところでございます。

だから、30年度には、また新たに挑戦をしていきたいというふうには考えております。

○議員(税田 榮君) そういうことでしたら、壁にぶち当たったというような状態かと今思いますが、壁をぶち破るような知恵を使ってやってほしいと思います。

それでは、2番目の、返礼品のあり方と成果達成の取り組みについてです。

他の市町村は、聞くところによりますと、地元産品だけでない品を返礼品として送るところがあるようですが、川南町はどのように対応しているのか、また、将来はどう対応する考えか、町長、返事をお願いします。

○町長(日高 昭彦君) 先ほども申し上げさせていただきましたけど、まず、町の活性化が第一であると、私は、川南町としてはそういうふうを考えておりますので、町民の所得向上、雇用の確保、後継者育成ということで、つまり、町外からのものは考えておりませんし、基本的にはもう町内の向上につながるものを取り組もうとしております。

○議員(税田 榮君) それでは、今、町長の考えとしては、町産品で返礼品をつくりたいというふうに解釈していいわけですね。

それでは、続きまして、成果達成のための取り組みとして、ふるさと納税サイトの利用促進、既存サイトの活性化及び新しいサイトの開拓と事業者との連携強化による受注される特産品をつくり出す、また、マーケティング、面談、ふるさと納税イベント参加と示してありますが、具体的にはどう取り組むのか、また、今までの取り組みはどうだったのかお聞きします。

○総務課長(押川 義光君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度から、このふるさと納税に取り組みました。初めのころは、ふるさとチョイスというインターネット上の、いろいろサイトを手がけている老舗といいますか、一番初めからここが始めたようなところがあるんですが、そこで、初め26年度取り組んでまいりました。そのときの寄附金が1億6900万円程度でございましたが、それからあと、楽天ふるさと納税

というのが参入してまいりまして、これが爆発的に伸びてまいりまして、うちもそれに参入し、寄附金が翌年度5億7500万円というふうにどんどん伸びてきまして、28年度、11億2600万円、29年度も11億6000万円程度になろうかとしております。

いろんなサイトがどんどん展開してきておりますが、やはり今のところは楽天ふるさと納税ということが一番いいのかなと考えております。ただ、今後もやはりこういう市場にいろんなことが参入してきまして、私たちが費用対効果を見ながら、どこが一番いいかというのを吟味してまいりたいと考えております。現在のところは、楽天ふるさと納税がやはりどうしても一番サイトとしてはいいものですから、そこを利用していきたいと考えております。

ただ、欠点が、ふるさとチョイスにつきましては、手数料が2%から4%でございましたが、楽天ふるさと納税のサイトは10%でございます。ですから、そのあたりもあります、やはり時代の潮流に乗ったときにはそこが一番、特に、都農町が本日の新聞にも載ってありましたとおり、楽天ふるさと納税のところで大賞をとるぐらいになってきたというところがございますので、引き続きここをメインにしなが、新たなそういう事業者が出てくる場合は、そちらに参入していききたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(税田 榮君) さまざまな方法、いろんな方策で納税を促し、今まで以上の成果が出るように努力してくださいますようお願いしておきます。

さて、今度は3番目の寄附金の利用用途はどうしているのかに移ります。

ふるさと納税でできた資金の流用については、平成29年4月の議員勉強会で詳細な説明がありました。その後について質問いたします。

川南町は返礼品と送付料、広告料、事務補助賃金、手数料を経費として、約50%の返礼率となっていたが、総務省や各自治体の動きを見ながら、段階的に実質30%に最終的な返礼率を下げたいと説明がありました。これは、今はどのような率になっているのですか。説明をお願いいたします。

○総務課長(押川 義光君) 質問にお答えいたします。

実は、平成29年4月に、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、総務省から総務大臣の名前で、返礼率の30%ということで通知文書をいただきました。それで、我々としまして、議会の方々にも御説明申し上げましたとおり、段階的にやはり30%にしていけないと仕方ないというふうなことを申しておりましたけれども、その後、総務大臣がかわられて、そのときの就任の御挨拶の中で、一律に地方を縛るのもどうかという話がございまして、そのときから、若干、総務省のトーンが下がりました。

それまでの間に、事実、総務省の課長から直接私のほうに電話もありまして、いつ下げるのかと、来年というような話で電話で答えたら、もっと早くしろという電話を、直接総務省のほうからもいただいたりしておりました。しかし、先ほど言いましたとおり、野田総務大

臣が就任してから、割とトーンダウンしておりましたけれども、ここにきて、1月からまた再度、非常に強く、県を通じてまた30%に下さいよという話がいろいろ来ております。

ただ、我々としては、近隣の町村あるいは全国的な展開を見ながら、やはり状況を見ながら対応していきますというふうに、若干国にあらがっている状況ではあります。ただ、最終的にいつかは国のほうもそれで迫ってくるのかなと思っておりますし、そこでペナルティーがどう来るのかなというのを見きわめながら、当面は今の状況が続けたいというふうに思っております。といいますのが、やはり都城が今年度、4月から一時期下げたんです。そしたら、極端に納税額がもう落ちたという実態もございます。それで、7月ぐらいからまたもとに戻したようでございますが、そういうこともありますので、実態を十分勘案しながら、自主財源の確保には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（税田 榮君） 知恵を使うところでございますけれども、頑張っただけ収入が残るようにしてほしいと思います。

また、ふるさと納税に際しましては、利用用途について、あらかじめ指定することができるとなっております。その多くは、「町にお任せ」が9割だとの説明でしたが、今はどうなっているのか、また、指定内容に変化はないのかお聞きいたします。

○総務課長（押川 義光君） 御質問にお答えいたします。

状況はほとんど変わっておりません。「町にお任せ」がやはり9割程度ということで変わっておりません。

それで、議員先ほどの質問の中で、目的を事前に公表してというようなお話がございました。それで、本町が取り組んだのが、電飾大作戦でございました。それにつきまして、クラウドファンディングというような形なんですけれども、目的をあらかじめ出して、それに賛同いただく、電飾大作戦に対して寄附いただけませんかということで、集まった金額は200万円程度でございましたが、先ほどから言っておりますとおり、返礼品等をいろいろ控除しましたら、最終的に60万円、観光協会ですべて使っていただいて電飾に充てたというようなことがございました。

ですから、今後もやはり伸ばしていきたいというようなところはクラウドファンディングでも、そういう手法をとってもいいんじゃないかなというようなことは考えておりますので、今後もそれを活用しながら、また取り組んでいきたいというふうには思っております。

以上です。

○議員（税田 榮君） 平成27年度に寄附のあったもので、平成28年度に利用用途したのは、子育て教育関係で保育料軽減に4800万円、ブランコ設置に390万円、地域振興関係で施設園芸ハウスに1310万円、環境保全関係で文化財保護に1100万円、町有林管理70万円、天龍梅再生に30万円、福祉事業として子ども医療費に1000万円だったのですが、平成29年度は

まだ途中のものもあると思いますが、どのような部署にどのくらいの利用用途か、その進捗ぐあいをお尋ねします。

○総務課長(押川 義光君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度3月、これ補正予算の財源更生という形で今年度もお願いしているところがございます。保育料軽減に4420万円、商店街トイレ設置事業補助金としまして1260万円、環境保全というくくりの中で、川南湿原の一般管理運営事業に51万2000円、天龍梅再生に33万1000円、町有林管理事業に343万9000円、それから子ども医療費に800万円を充当する予定としておるところでございます。

○議員(税田 榮君) その資料を後で欲しいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、今までの納税寄附のうち、ふるさと振興基金、通称積立金ですが、約9億1000万円となっています。これにまだ上積みの予定があるのですか。町長にお聞きします。

○町長(日高 昭彦君) 今、ちょっと資料を確認させていただきました。今回の補正が通った後に、今のところ10億円少しになるかと思っております。適正な規模までは積み立てをと思っております。

○議員(税田 榮君) 積み立てをするということですが、その積み立ては必要なことですか。そしてその理由はどういうことで積み立てをするということかお聞きいたします。

○総務課長(押川 義光君) 税田議員の御質問にお答えいたします。

今まで、先ほどから申しましたとおりの3年間、4年間かけていろいろ積み立ててまいりました。先ほど申しましたとおり、30年度の当初予算から、積極的にもう当初の段階からいろんな形で使っていくということで、実際は、3億ほどを充当しております。ただ、この中には今回の補正予算で上げていますとおり、3月末で送りきれない返礼分というのがございますので、それが1億7000万円ございますので、実際は1億4000万円程度になりますけれども、当初予算の段階からいろいろ割り当てをしているところがございます。

一番大きい金額のものは、地域活性化拠点施設整備事業、これはPAの設計という形で、当初予算ではお願いしているところがございますが、これが2812万円、それから2番目が、施設園芸用のハウス設置整備事業の補助金に充当という形で充てております。ほかには、高等学校等就学支援給付金が3150万円、こういうふうにならぬものに対していろいろ充当しながら進めてまいりたいと、そして、やはりどうしても身近にパーキングエリアの施設整備というのが身近に迫っておりますので、基本的にはそこの財源として有効に活用させていただきたい。そこについては、やはり町民皆様方の御意見をいただきながら、施設整備に当たっている途中でございますので、そこに大きな金額が必要かと思っております。

以上です。

○議員(税田 榮君) それでは、昨年4月の説明の中で、大体のこれは数字ですけど、10億入金して8億5000万円ぐらい経費が要ったと。使えたから使った金が1億3000万円ぐら

いと説明があったのですが、今年といいですか、最終的な29年度の寄附金の収入ですか、寄附額と今まで使用したお金との差額は、今どのくらいあるもんですか。積み立てはすると言われましたが、積み立てで全額プラスマイナスゼロになるわけですか。お尋ねします。

○総務課長(押川 義光君) 再度質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にございましたとおり、現在のところ10億円ちょっとの金額は積立金として残っております。ただ、この中から1億7000万円程度は繰越明許という形で必要ですので、実際は8億円ちょっと、その金額が、8億5000万円程度が現在残っておる金額ということにはなろうかと思っております。

30年度につきましては、入ることも入りますけど、出ることも出る、それで積立予定は先ほど言いましたとおり約4億近くが積み立てられると思っております。

そういうことで、その中の1億5000万円は充てますので、最終的にはこれに2億5000万円程度が上乗せできるのかなと考えておりますが、また新たないろんな事業に対して充当をかけていく分もあろうかと考えております。

以上です。

○議員(税田 榮君) ふるさと納税は集めること、寄附額を競うことが目的ではなく、町民のために有効に使われてこそ機能し、寄附者の意思も生かされるもので、議会は注意深く見届ける必要があると考えると勉強会での説明で結んでありました。基金として積み立ても必要と考えますが、積み立ては最小限にしてもらって、幾らか私にはわかりませんが、最小限額でとめて、なるべくお金を町民のために使ってほしいというのが私の考えでございます。その最終、どのくらいお金を積み立てておけば大丈夫かなという限度額というのは、当局のほうでは考えておられるのかお聞きいたします。

○総務課長(押川 義光君) 再度、質疑にお答えいたします。

我々の目安としましては、10億円はやはりちょっと多いかなと考えております。当然ですが、昨年の10月から始めました高等学校支援、あるいは子どもの医療費支援、それから保育料の軽減、こういうのがあります。ただ、これは短期的にどうこうという問題じゃございませんので、これにつきましては、やはり長期的にこの財源を充てながら進めたいと、先ほども申しましたとおり、パーキングエリアの問題がございます。それあたりをずっと勘案しますと、やはり3億円から5億円の間で変動しながら吐き出していくというふうには考えているところでございます。

○議員(税田 榮君) 今の状態で納税が来たとしても、毎年毎年積み立てはするという考えじゃと思うんですけど……。次の質問に移ります。

今、行われている施策の現状は維持し、そのほかの施策として道路や水路の安全対策に、私はもっと力を入れるべきじゃないかと思うんです。危険箇所の発見、老朽化した交通安全施設の更新、新設、なお、これカーブミラーや看板などが中心だと思いますけど、また用排水

路へのガードレールの設置です。これ、川南で至るところに欲しいなと思う場所がありますし、また、もう車が当たった跡かわかりませんが、曲がっているのやらも美観的に非常に難しい、かえってあれは直さんほうが、ここは事故が起こるから気をつけなさいよというふうに、町民に、通行の人たちに知らせるために直さんのかなと私は思うんですけど、やっぱできればきれいなほうが私はいいと思っております。

また、道路のひび割れ、それに轍掘れの改修、それと道路舗装面の「とまれ」が書いてあるんですけど、その文字がもう消えかかっているところもあって、書いていないところもあります。これらの明確化などを、そのふるさと納税のお金を使ってやってほしいと思うんです。

一番私が言いたいのは、そこのとこだったんですけど、積み立てておいて、幾らお金があってもその部分でもし事故が起こったり、町民が批判するようなことがあれば、もう大変いかなとですね。そんなところをふるさと納税のこういうお金が来たので使いましたというように、やっぱ公示、みんなに教えるべきじゃないかと思うんです。

それから、そういうことで安心・安全なまちづくりを目指してほしいと思うんですけど、それからもう一つ、町民の健康づくりについてですけど、健診の無料化も今、一部では行われておりますが、有料の部分の無料化、もしくは補助をもう少し増加して、ふるさと納税の寄附金を最大限に利用してほしいんですけど、今のところ、「男性が1万5111円、女性が2万3207円の補助を、全額、総合健診を受ければ1人当たりの補助になるんですよ」という、そういう文書が各家庭に来ていたんですけど、今、健診率を上げるということでいろんな方法をとられておられるんですが、これ、町長、思い切って全額無料にしたらどういうことになるのでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) このふるさと納税の使い道というのは、先ほど言いましたとおり、町の活性化ということで使いたいと思っております。その使い道については、ここで即答はできませんけど、有効にできるように、議員が言われるように、積むだけが目的じゃないというのは職員も十分わかっておりますので、そこはまた検討させていただきたいと思います。

○議員(税田 榮君) 参考までに言いますと、この数字があるんです。現在の健診費用を約1660万円、町がかまえば、健診の今ある有料化のところはゼロになるという数字があるんです。ここんところは・・・、やっぱ活性化も必要ですけど、町民が健康で、将来の医療費がなるべく要らんようにするにも、私は活性化と字がちっと違う字を当てはめれば活性化になるんじゃないかと考えております。そういうことが川南から離れていった人がふるさと納税をすると、多分高齢になるとは思いますけど、お父さんやお母さん、祖父、祖母がおる人たちはそういうふうなことをしてくれることに対して非常に感激して、納税が増えていくんじゃないかと私は思うんです。そこのところを、町長、よろしくお願ひしたいと思うんですけど、再度そこの返事はできないものでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 今、言われるとおり、高齢化社会と言われます。しかしながら、長寿社会の中で一番大事なのは健康長寿、要するに動ける状態で長生きするというのが一番だと思いますので、それについての健診の重要性というのは十分把握しておりますので、いろんな角度から検討させていただきたいと思います。

○議員(税田 榮君) それでは、今後の川南町としての対応として、ふるさとチョイスや楽天市場に川南町として出店し、ふるさと納税の特産品、返礼品だけではなく、商品としてネット販売し、町産品のPRを行い、川南町を全国に印象づけ、人口減少問題や地域創生に生かし、町民の納得するふるさと納税になるように期待するものでございます。

最後に、町長のふるさと納税に対する抱負を聞かせてもらい、私の質問を終わります。

○町長(日高 昭彦君) 税田議員から熱い思いをいただいたとおり、本来の目的である、何のために使うかということでございますが、本当に集めるだけが目的じゃありませんので、それをどのように使うかということが一番大事でありますので、こういうチャンスをいただいておりますから、やはり、返礼品を作る生産者にも、受けた町民にもそれぞれにプラスになるような方向で取り組みたいと思っております。

○議長(川上 昇君) 次に、竹本修君に発言を許します。竹本修君。

○議員(竹本 修君) 通告に従い、町政運営方針について質問をいたします。平成30年度当初に当たり、町の運営について向こう1年間の思いを示されましたが、理解したこと、理解し得なかったこと、さらにこうあってほしいものがございます。質問するものであります。

まず、町の運営について述べられたが、平成30年度に展開する主な事業の中で、人口減少対策に関する施策と7項目掲げられ説明されたが、最後の項目、つまり詳細部分には触れられなかったのはなぜなのか伺います。このことは議事録にも残らないと思うがいかがか。もちろん、一般町民の目にはとまらず、当然、理解されるものではないと思います。町長が町政運営方針を示されたことと、平成30年度当初予算とを一体とした年間の方向づけされた本町の目的とするところだと、私は認識しております。

先日の、経済団体であるJA尾鈴農業協同組合において役員の改選が行われ、候補者の立会演説が行われ、私も拝聴いたしました。その中で、勉強になりましたのが、ほとんどの候補者が農家の生産、販売に力を注ぐことはもちろんであるが、あらゆる事業に対し、行政を初めに関係団体とのつながりを持ち、組合員の所得向上、組合員の減少に努めたいと述べられました。期待したいと思います。

町長、町政運営方針の中に、農業、漁業、商工業等に関しての人との交流も事業とあわせて実施してみてもどうでしょうか。これらを克服することにより、最終的な人口減少対策につながっていくものと私は思いますがいかがでしょうか。

細部については質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

町政運営方針について、まず議員が言われたとおりお詫びを申し上げたいと思います。つい箇条書きで出しておりましたので、私としては、それにちょっと勘違いをしましたが、本当に議事録に残っていないということは、それは私のミスだったと思いますので、以降、気をつけたいと思います。

その中で、今、言われたとおり、JAの理事選挙のことを例えに出されましたけど、いろんな形で連携していくことが非常に重要であると思っておりますし、現に、農協に関しては都農町、川南町、それから農協を入れた定期的な会議も持っておりますし、今、町内の団体、商工会、農協、それから観光協会のトップ会談も定期的に行っております。いろんな形で本当に交流をしながら、いろんなアイデアをいただきながら町の活性化につなげていきたいというのは、議員と同じ気持ちだと考えております。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。

平成30年度に展開する主な事業ということで、今、町長のほうも細部についての説明が足りなかったということですが、単純に、このことにつきましては、町のホームページにも記載といたしますか、されません。というのは、この町政の運営方針につきましては、ペーパーの中のもので終わるといふ形になるわけで、ここの会場といたしますか、出席されている議員の皆さんとか執行部におきましては、こういうことで手元にありますからわかりますが、町民の方につきましては、きょう傍聴者も初めは多かったんですが、今、数名おられますけど、その方につきましては、目に触れることは一切ないわけですね。先ほど言いますようにホームページでもないし、そういった形になろうかというふうに思いますが、そういうことも含めた、一般、私はこういうことで議場で公開されたものは全部町民の方が認識されるというのが当たり前のことであるというふうに思っております。そういうことにつきまして、誠心誠意とかいろんな形で締めくくって町政運営方針のほうも記載されておりますが、そのことにつきまして、中身を抜かすといいますか、そういったことにつきまして私は理解できないというふうに思うんですが、再度、もう少し認識のほどをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど御指摘があつて申し述べたとおり、やはりそういうところは、今後気をつけるべきだと反省をしております。

○議員（竹本 修君） 質問の通告しておりました、平成30年度に展開する主な事業ということで、今、町長のほうが言葉としていただきましたが、その中におきまして7項目、そして細部についていろんな事業を掲げて記載されておりますが、それらにつきまして、やっていくということで、認識をさらに強めていただきたいというふうに思います。

細部につきまして、人口減少対策につきまして、ちょっと触れたいというふうに思います。平成29年度において、地域おこし協力隊の受け入れということでございましたが、この人口減少の対策に関する施策の中において地域おこしということであるわけですが、その方が29

年度において、途中のリタイアという形がございます。30年度の予算を見ますと、また予算ということでそれなりの計上がされております。非常に、この項目の中で地域おこし協力隊の受け入れをやりながら活性化を図っていくということになるわけですが、途中でリタイアされていることがわかりますと、非常にショックじゃないかということをおもいますが、2人のリタイアにつきまして、どのような形でされたのか、ちょっとだけ触れたいというふうに思います。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの竹本議員の御質問にお答えします。

昨年、3月で退任した隊員についてですが、活動の一環で行ってございました浪掛にありますお試し滞在施設のリフォーム作業に従事しているうちに、リフォーム作業や大工に関することを専門的に学びたいという気持ちが非常に強くなって、3月末での退任を希望されたことから、了承することにしました。本人が、早い段階でやりたい仕事を見つけられたということは、非常に大変喜ばしいことでしたので、気持ちよく送り出したところでございます。

また、昨年9月に退任しました隊員についてですが、通浜直売所の業務に従事していました。しかし、自分の思い描いている生活との違いに不安が大きくなったようで、1年という任期を満了した時点で、継続して任用されることを希望しなかったことから、了承することにしたところです。本人も、理想とする暮らしを求めた末に判断したようですので、新天地での活躍を期待しているところです。

以上です。

○議員(竹本 修君) ここに掲げておられる人口減少対策に、地域おこし協力隊ということで、私自身がちょっと勘違いしていたのかなという気がしております。地域おこし協力隊の受け入れということになりますと、私は、リーダー的な存在の方が来ておられてといった形ですのかなというような気がしていたんですが、一応、それは別として受け入れをしますと、イメージとして非常に悪うございます。

これからは、やっぱり、リタイアのないような形でやっていただきたいというふうに思うのですが、それにつきましての考えがありましたら、お願いしたいと思います。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

地域おこし協力隊につきましては、町からのミッションという形で目的を提示させていただきまして、それを希望する方が応募する形をとっております。ですので、最長で3年という期間の中で、計画的にその目標が達成できるように、定期的にヒアリングを行いながら、確認をしながら支援をしているところですので、そういう方が少しでも減るように、目的が達成できるように、今後とも支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(竹本 修君) 今、課長のほうから答弁がございましたけど、いろいろと勉強させていただきたいと思います。頑張ってくださいと思います。

次に、担い手育成等に関する質問をさせていただきたいと思いますが、先日、新富におきましても町長選挙がございました。その中におきまして農業公社の設立を掲げ、現職といいますが、小嶋町長という形になったわけですが。非常に私は、どう受け入れてもらえるのかなというふうな気がしていたんですが、うちも、この農業公社を、平成13年3月1日に設置しております。それらを考えますと、農業公社の新設ということに関して、どういうふうにとらえているのかということちょっと聞いてみたんですが、中身としては、やっぱり農業後継者の即座に土地取得、それから賃貸借、そういったものがなかなか難しいと現職の方が言われました。そういうことを含めて、公社設立を訴えながらという話であったわけですが、今現在、先ほどこの町でも、JAにつきましての考え方、「補助事業との取り組みを勉強したいという理事の方もいらっしゃいましたよ。」と言いましたが、そういったもののつき合いの中、人間対人間といった形がなかなか難しい現状にあります。

ですから、農地の利用とか地権者の把握等、本町はそういうことでやっておりますが、それにつきまして、また、人間のつながりをやってみてはという考え方を持ち合わせているわけですが、先ほど言いました農業、漁業、商業、工業等に関しての、こういった補助事業との交流事業はできないものか、町長にお伺いしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ちょっと質問の意味が理解できない部分があったんですが、結論から言うと、農業、商業、工業、いろんな形で交流することは非常に大事であると思いますし、我が町で言えば、それはある意味若連のつき合いであったり、先ほど言いましたトップ会談の中で、いろんな交流はしていくべきだと思っております。

○議員(竹本 修君) ちょっと理解をされなかったようですから申し上げますと、先ほど、「農協の理事さんが、補助事業について行政等の関係が非常に豊かでないと進まないよという発言をされた」ということを言ったわけですが、しかし、その中におきまして、JAはJAの話、役場は役場の話、そういった形がある中におきまして、人間と交流をしていないと私は、事業というものは進まないというふうに思います。そこを言っているわけです。いろんな形で——電話1本でなるものではございません。そういうことで、つながりを持った施策をやっていただきたいと。

ですから、今、JAの中におきまして、いろんな対策協議会とかいろんな形がございます。そういったもので転作等も進めておられるんですが、そういった事業の中で交流を深めていただきたいというふうに思います。

そこで一つ、考えていかなければいけないことが、非常にせっぱ詰まった問題もございます。今、JAにおきまして、県下のJAの統一がうたわれております。聞くところによると、平成35年度には、県下一斉のJA一つになるんじゃないかということもおっしゃっています。そうしますと、特に、先ほど言いました組織ごとの交流がないと、やはり補助事業といいますが、幾ら人口減少対策事業を進めたいといっても、行政じゃございませんが、そういう農業

団体、漁業団体、そういった形がばらばらであると前に進まないのではないかと思います。この県下一つになることによって、どういう不都合があるか、町長の思っているだけでも結構ですから、述べていただきたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 農協の県内統一、県下一JAという構想があるのは聞いておりますし、新聞でも発表されましたが決定ではございませんし、そういうことのメリット、デメリットは当然あると思います。デメリットで言えば、尾鈴ブランド、尾鈴独自の動きができない。しかし、メリットで言えば、それを県全体で動かせるということでございます。そういう面を含めて、先ほど議員が言われた組織同士の連携というのは、私は今、十分とっているつもりでありますし、理事がそういう話をされたかどうかは記憶にありませんけど、職員同士はつながって、一緒にやろうとしているところだと考えております。

○議員(竹本 修君) 私は、何で、5年先のことをここで話をしますかというのは、こういった組織が一つになりますと、今、会社そのものでも土地は持てます。そういうことになりますと、川南に作物を作っても、作付をしても、町外や県外にでも持っていかれば、何の所得にもならないわけです。やはり、川南なら川南に移住、居住した人の中を育てないと、今の財政上というものは確立しない、むしろ減少していくということが言えるかというふうに思います。

ですから、そういった形につきまして真剣に考えて、今からそういった組織ごとのやはり交流というものを深めていただいて、恐らくこの11月ごろには、こういった県下統一の話が深まるだろうというふうに思います。そういうことも踏まえてやっていただきたいというふうに思いますが、町長の将来的な考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、なると思いますが、組織ごとの交流というのは十分大切であると思っておりますし、今、まさにそれをやっているところであります。

県下統一に関して、やはり、私は川南町でありますから、川南町にとって何がいいか、どういうふうになればよくなるのかというのは、常に考えながら進んでいく必要があると思っております。

○議員(竹本 修君) 最後になりますけど、いろいろ先ほど言いました平成30年度の展開する主な事業ということで、7項目、細部にわたっては、いろんな補助事業をこういうことで実施したいというものがございますが、再度、私は、一つ一つを積み上げていき関連した事業をすることによって、人口対策の増減、そういった対策ができるんじゃないかと思えます。

そういうことも含めて、最後に、再度、町長に決意を述べていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。町長のお考えをお願いしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 人口対策という言葉が、本当に何度も出てきておりますし、やっ

ぱり当然、目の前にある大事な、急を要するというか、一番大事な問題であるというふう
に考えております。そして、午前中の質問の中にもありましたけど、政治家というのは、結果
を出して、結果を問われてのものだと思いますので、当然、一つ一つの事業が単独で進む
のではなく、しっかりと連携した形で有機的に結びついて、結果として、その出た答えを判断
していただくということになるかと思っておりますので、正念場だと思っております。

○議長(川上 昇君) 以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時04分散会
